

平成26年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年6月17日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年6月17日 午前9時00分 委員長宣告

4. 審査事項

協議事項

報告事項1 可児道の駅の事業報告について

審査事件名

請願第4号 集団的自衛権の行使容認に反対する請願

議案第33号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 可児市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 旧慣による公有財産の使用廃止について

協議事項

報告事項2 報告第5号 出資法人の経営状況説明書について

- ・一般財団法人可児市公共施設振興公社
- ・可児市土地開発公社

報告事項3 リニア中央新幹線の環境影響評価について

委員会質疑 コミュニティバスのダイヤ改正後の状況について

その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	山田喜弘	副委員長	板津博之
委員	伊藤健二	委員	小川富貴
委員	中村悟	委員	酒井正司
委員	伊藤壽		

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 川上文浩

8. 参考人

可児道の駅株式会社 支配人 中島俊司
駅長 瀬瀬直樹

玉置隆雄

一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長 金子孝司

9. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	高木伸二	総務部長	古山隆行
議会事務局長	吉田隆司	会計管理者	平田稔
企画経済部参事	荘加淳夫	総合政策課長	牛江宏
子育て政策室長	肥田光久	財政課長	酒向博英
経済政策課長	村瀬雅也	総務課長	杉山修
秘書課長	前田伸寿	防災安全課長	杉山徳明
管財検査課長	佐合清吾	税務課長	大澤勇雄
議会総務課長	松倉良典	監査委員局長	林良治

10. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記	村田陽子	議会事務局書記	熊澤秀彦
---------	------	---------	------

○委員長（山田喜弘君） おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会します。

これより議事に入ります。

まず、報告事項1. 可児道の駅の事業報告についてを議題といたします。

本日は可児道の駅の決算報告をしていただくため、参考人として可児道の駅株式会社より可児道の駅支配人 中島俊司さん、駅長 瀬瀬直樹さんに御出席をいただきました。

それでは、報告をお願いします。

○可児道の駅株式会社支配人（中島俊司君） 皆様、おはようございます。

ただいま御紹介いただきました、私、可児道の駅株式会社支配人をしております中島俊司でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

可児市の皆様に御支援をいただきながら、おかげさまで第5期の決算をこのような形で報告をさせていただけることになりました。ふだんから本当にいろいろな意味で御支援をいただきまして、この場をかりまして心から厚く御礼を申し上げさせていただきます。

それでは、事業報告、資料をお手元のほうにお配りしていただいておりますかと思いますが、ポイントをかいつまんで御説明をさせていただきます。

先ほど事業が第5期ということでお話ししましたが、開業してから3年目ということでございます。3年目の売上目標の3億円ということを前期達成することができました。しかしながら、売り上げ的には達成をさせていただきましたが、売上総利益率が昨年よりも1.7%減ということになっておりまして、経常利益、純利益とも同じような傾向でございます。

ポイントとしては、キッチンですとかマルシェの加工食品等の低下が主な原因でございます。その一方で、青果物を中心としたパッケージングや陳列方法など、またスタッフ（店員）の接客につきましては、それとお客様と相まった一つの空間といいますか、雰囲気につきましては、多くの方から一定の評価をいただいておりますというふうに手前ども今認識をしております。おかげさまで創業期と言われる5年をこのような形で終えることができました。大変本当に感謝しております。

道の駅も、全国の平均売り上げが2億5,000万円というふうに言われております。また、多いところだと、年間5億円を上回る施設も全国で100カ所以上あるというふうに聞いております。手前ども可児ッテもそのような施設をお手本にしながら、3年後に年商で5億円、経常利益4,000万円というものを目指しながら邁進している所存でございます。よろしくお願いたします。

それでは、決算の数値状況のほうの御説明をさせていただきます。

売上高3億3,509万円、内訳の話をさせていただきますと、手前どもはマルシェと言っております物販、青果ですとか加工品のところがそのうちの8割を占めております。残りは、キッチン（調理部門）が17.8%、そのほか外商ですとか、業務委託（催事）のようなものを含めまして、それが2%ほどございまして、締めまして3億3,509万円という状況になって

おります。

売上総利益が9,423万7,000円、売上比率で28.1%という状況でございます。販売費及び一般管理費が7,762万9,000円、売上比で23.2%、このうち人件費が3,944万8,000円ほどございます。こちらの雇用状況のほうも資料のほうに載っております。お目通しいただければと思っております。

そのようなことの中で、営業利益が1,660万8,000円、売上比として5%の営業利益の状況でございます。経常利益が1,523万3,000円、税引き後の当期純利益1,049万7,000円、売上比で3.1%という状況でございます。

続きまして、資産及び負債及び純資産等についての報告でございます。

資産の部でございますが、流動資産2,140万5,000円、有形固定資産が1億92万6,000円、無形固定資産が159万9,000円、その他が41万円、固定資産を合わせまして1億293万6,000円でございます。資産合計が1億2,434万1,000円でございます。

続きまして、負債の部でございますが、流動負債が2,139万5,000円、固定負債が4,900万円、負債合計7,039万5,000円でございます。

純資産でございますが、資本金が3,000万円でございます。利益剰余金2,394万6,000円、純資産合計が5,394万6,000円でございます。負債及び純資産合計が1億2,434万1,000円でございます。

株主資本につきましてですが、前期末の株主資本4,344万9,000円で、今期の利益剰余金1,049万7,000円が加わりまして、今期末の株主資本が5,394万6,000円でございます。利益剰余金の内訳は、全て繰越利益剰余金でございます。

以上、かいつまんでございましたが、第5期の数値の状況の報告をさせていただきました。

では、続きまして、手前どもの駅長の瀨瀨より活動の概況報告をかいつまんでさせていただきます。よろしく申し上げます。

○可児道の駅株式会社駅長（瀨瀨直樹君） おはようございます。

道の駅可児ッテ駅長をさせていただいております瀨瀨直樹と申します。

簡単に、お手元の資料の一番最後のところについている資料でございます。現況報告ということで御説明をさせていただきます。

地域イベント、会議、視察等という部分ですが、以下のとおりの内容になっておりますが、昨年、ことしも開催されましたが、6月にホテルプロジェクトの出店ということで、屋台を出店させていただいて販売をさせていただきました。

7月には、可児観光協会企画の地域ゆかりの「武将クッキー」の販売の開始を行っております。

そのほか、経済政策課の販売による「可児そだち」の商品の出店をさせていただいております。

続きまして、催事等の部分でございますが、4月、交流都市でございます福井県越前町の

観光協会の御協力による特産品の販売というのをさせていただきました。ホタルイカ等の販売をさせていただいております。

6月には薔薇まつり、花フェスタ記念公園のバラまつりと連動する形でこちらもイベントを昨年行いました。

続きまして、次の一番最後のページでございます。9月には3周年感謝祭ということで、昨年は「可児市の日」、それから「御嵩町の日」という形で企画を組ませていただきました。また、可児市の郷土料理でございます「さよりめし」の販売も、サンマ御飯でございますが、させていただいております。

11月には大収穫祭ということで、可児市産の里芋と可児市の手づくりみそを使った里芋汁の振る舞いなどをさせていただいております。

また、2月におきましては、地元の酒蔵さんに週がわりで新酒の販売というのをさせていただきました。

次に環境その他でございますが、4月にAEDを導入させていただいております。

また、10月には東濃信用金庫の秋のキャンペーンということで、私ども可児ッテのオリジナルの「ローズサイダー」を御採用いただきました。

以上のような形で、1年間、道の駅可児ッテ、昨年も取り組んでまいりました。

現況報告としましては以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（山田喜弘君） どうもありがとうございました。

それでは、次に今の報告に対する質疑を行います。

なお、参考人の方に申し上げますが、答弁する際には手を挙げて、委員長の許可を得てから、着席のままで結構ですので発言をお願いします。

それでは、質疑を行います。質疑のある方、ありますでしょうか。

○委員（酒井正司君） 順調のようで何よりなんですが、ちょっと気になるのが、さっき冒頭におっしゃいました売上総利益率が昨年対比で1.7%減ということをお聞きしました。それで、今の世の中の動きを見ていますと、まず人材確保が難しいとか、人件費が高騰するとかということを見ますと、総人員は現在28名抱えていらっしゃるわけですが、その辺、例えば人材の確保では、あるいは人件費のこの先の動きのような課題がありましたら聞かせていただけますか。

○可児道の駅株式会社支配人（中島俊司君） お答えさせていただきます。

酒井委員、御質問をいただきましてありがとうございます。

今、御指摘いただいた点でございます。売上総利益率が少し下がってくる中で、今の観光・環境状況を踏まえながら、今後の先の見通しのことをお尋ねいただいたかと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

今、まずは雇用状況のことを少し御質問いただきました。現在、28名で運営をしております。今の状況であれば、この雇用状況で推移ができるものと思っております。

先ほどお話ししましたとおり、3年後に5億円というものを目指したいということで今考

えておるところでございますが、その際には、それに従って若干人員、人材の補強をさせていただかないと、店としては運営が非常に苦しいのかなというふうに考えておりますが、今の段階で、じゃあ3年後に何人ということまでまだできていないのが現状でございます。

先ほどの売上総利益率の件でございますが、オープン当初から比べますと、若干その売上比率が変わってきております。青果、果物ですとか野菜等が非常に好評いただいております、お客様から評価をいただいて売り上げが上がっておりますものですから、その部分の売上比率が上がっております。それに比較をすると、加工品ですとか、キッチン、店内調理と言われる、どちらかというとし利益率が高いものの売上率が下がっていると。そのところが今の売上総利益率が下がっている原因でございますので、このところは、今、商品分析、それとお客様のニーズ等の調査を行いながら、その売り上げバランスを変えていきたい。というのは、青果を落とすのではなくて、キッチン、もしくは加工品のところのお客様から御評価をいただける商品開発ということがとても大事な課題になっておりますので、そのところに今取り組んでいるところでございます。

○委員（小川富貴君） 非常に単純な質問ですが、1日の来店顧客数というのはあのカウンターで時折はかかっていらっしゃると思いますけれど、多いときが何月ごろで何人ぐらい、少ないときでどのくらいなのか、そのための対策はどういったものを行っていらっしゃるのかを簡単に御説明いただけますか。

○可児道の駅株式会社駅長（瀬瀬直樹君） 御質問ありがとうございます。

店舗のほうの来店客数につきましては、多い月、私ども5月はゴールデンウィークということで、一番多いのは5月が大変多うございます。たくさんお越しいただいております。逆に少ない月は、気温の高いとき、もしくは寒いときということで、7月、それとあと2月、この期間が非常に少ない期間でございます。

多いときでございますが、1日で2,000人弱、2,000人を超えることもございますが、5月ですとお客様の数にして2,000人前後、逆に7月または2月という少ない時期ですと300人を切る場合もございますが、おおむね300人というところが今の現状でございます。

○委員（小川富貴君） 聞いておけばよかった、1人当たりの購入金額のおおよそ平均値はどのくらいですか。

○可児道の駅株式会社駅長（瀬瀬直樹君） こちらも時期によってかなり上下いたしますが、おおむね1,400円、昨年ですと1,400円を切っておりましたが、1,400円というところがおおむね平均的なところでございます。

○委員（小川富貴君） 最初の質問の一番最後の段ですけど、少ないとき、多いとき、それぞれの、一番最後に活動状況報告の中でしていただいたように、これを見ればわかるんですけど、少ないときはどういう手当をされているのか、多いときには多いのにかぶせて何をしようとしているのか、そこら辺の顕著なものを御紹介いただけますか。

○可児道の駅株式会社駅長（瀬瀬直樹君） 少ないときの対応といいますか、手だてでございますが、少ない場合、私どものほうでは、特に雨でしたりとか、今の気温が暑かったりとか

というときには、私どもはポイントカードで500円で1つ押させていただいておるんですが、そちらのほうのスタンプを押す数をふやしたりですとか、通常1つ幾らで販売しているというものを2つで幾らというような形にさせていただいたりとか、あとはどちらかという、お客様が少ないときには、お1人のお客様になるべくたくさん買っていただけるような対応を、お客様が多いときには、逆にお客様から人気のあるものが欠品をしないようにということで、種類を少なくたくさんそろえるという形で対応をさせていただいております。

○委員（小川富貴君） 正社員の人の数と、その中にマーケティングの担当者がいらっしゃるのかどうかをお尋ねさせてください。

○可児道の駅株式会社支配人（中島俊司君） ただいま御質問のことでございますが、正社員は、現在、株主の天秤やのほうからの出向という扱いで、今現在3人でございます。残りのスタッフは、パートという形の採用形態になっております。

マーケティング等、いろんな販売戦略的なことでございますが、これは今ほどお話ししました株主の天秤やのほうのスタッフの支援を受けながら、そこで企画会議等をして進めておるところが現状でございます。

○副委員長（板津博之君） 当面の課題のところ、最後に最大の課題はイベント広場の活用ですということが書かれておりますが、新たな設備投資、それから肉魚類の有力催事業者の獲得、自店舗でもできるイベントフェアと、この3つあるわけなんです、それぞれに現状、こういったものを考えているというものがあれば、お示しできれば説明していただけますでしょうか。

○可児道の駅株式会社支配人（中島俊司君） ただいま非常に、今後においてとても大切なポイントを御指摘いただいたかなあとというふうに受けとめております。今後、お客様に喜んでいただくに当たって、いろんなポイントのことはやっていくんですけども、一番の最大のところは、広場をいかに活用するかということだと思っております。今、その内容に関しては、まだまだ先ほどお話ししたとおり、企画の支援をいただいておりますスタッフとかと計画を立てている段階でございます、実はまだ確定をしたものがないんですが、まず1つは、あその広場の中に催事販売ができるようなスペースを少し確保していきたいなあと思っています。今、広場の中で少しそういうことをテント等を使いながらやっているんですけども、もう少しそのハード的な面を補強しまして、そこでここに書いてあるとおり、肉ですとか魚といったようなものの催事販売の可能性を今研究しています。

あとは、それをその広場の中でお客様が簡単な調理、焼くぐらいなんですけれども、バーベキューコンロのようなものを使って、そこで焼きながら食べていただくような、ちょっとそういうレジャー的な感覚もそこに付加をさせていただくことができないかなあとというふうに考えております。

あと、キッチンの飲食部門、これはカフェも含めてなんですけれども、真夏は非常に暑いんですけども、比較的気持ちいいシーズンもございますので、オープンカフェのような形で外にテーブル、ちょっとウッドデッキ等の整備ができるか今検討中でございますが、そん

なこともしながら、外のところで手前どもの提供するものをお召し上がりいただくというようなことも今考えております。

そのようなちょっと大枠の話で申しわけございませんが、そのようなことの中で今整備の方向を検討しておる段階でございます。よろしいでしょうか。

○副委員長（板津博之君） ありがとうございます。やっぱりイベントというのはすごく集客につながる効果があると思うんで、例えばかも1グランプリとかB-1グルメ的な、そういったイベントをあそこでやるというのも、一つ可児・加茂地区の皆様にご認知していただけるきっかけづくりにはなるかなということも思っておりますので、またそういったことも今後企画していただけたらというふうに思っております。ありがとうございます。

○委員（伊藤健二君） くしくも全く同じ質問をしようと思っていたところで言わせていただきましたので、そういうことで今御説明がありましたので大変結構かなと思って聞いています。

そういう中で、今、当面の課題の中段の少し下のほうに、可児市には食品の工場がほとんどありませんという記載がありまして、原材料としての農産物を加工し、食品原料としてということで商品企画を進めていくという方向をとってみえる。これは相手があることなので、何とも、現状ではそういう与えられた環境を100%生かしていくために努力するということだと思うんですけど、この辺で工場がない、あるいは可児でできたものを可児で加工して、そしてここに今置いてあるんですよと、ぜひ手にとって味わってくださいと、こういう方向にするにはちょっと一段中間が抜けている部分といいますか、それが多分苦勞の一つになっていると思うんですが、そういう中でその辺をさらにどういう対応をしていくかという側面と、そういう企業努力との関係で、後ろにおられる可児市の商工担当という立場から見たときに、どのような支援だとか対応を市としてはお考え、市の担当部門としては……、それはできませんか。

〔発言する者あり〕

いや、この道の駅をテーマにかかわっての話をお聞かせいただければ、簡単で結構ですけどね。

〔発言する者あり〕

事業報告だから、この事業報告に連動した質問はできないの。

じゃあ、ひとまず支配人のほうに、この部分にかかわってお考えをお示しいただければ。

○委員長（山田喜弘君） なら、執行部は答えられますか。

○委員（伊藤健二君） 後でいいね、先に支配人。

○可児道の駅株式会社支配人（中島俊司君） 御指摘のとおり、そのところが開設以来、計画を進めている段階から、やはり一番の関心事といいますか、対策を立てなきゃいけないなと思ったところでございます。

今現在、先ほども名前が出ております株主の天秤やという会社が比較的そのような地域の産物を加工して商品に変えていくというような仕事をしてきておりましたので、そこで株主の天秤やが培ったノウハウをうまく使いまして、また天秤やとの協力体制をとりながら、地

元の産物を加工して売るといような仕事に今取り組んでいるところでございます。

例えば、今、可児市という状況でいいますと、まだこれは商品化になっていないんですが、可児の里芋を使った、例えばカレーのようなもの、もしくは里芋を使って少しお菓子に近いような、甘納豆のようなもの……。

〔「ジェラート」の声あり〕

ジェラートをやっておりますね。ありがとうございます。甘納豆のようなもの、もしくはショウガを使って前回は砂糖漬けのようなものも研究をしております。

または、もう少し広く岐阜県内というふうにとりますと、今、岐阜のイチゴを使って、イチゴをピューレのような形に加工しまして、この先に何かできないかなあというふうに、多分夏前には可児ッテのほうでそのアイスなりゼリーなりのものを少し販売して、お客様の反応を見させていただけるかなあというふうに思っております。

また、岐阜県のクリを加工したものも今少し販売しているものと、今後に向かっても研究をしていきたいなあというふうに思っているところでございます。

まだまだ今はどちらかというと、半分マーケットリサーチ的なものもございまして、そんなようなことの中でどのような可能性、どのようなお客様が受け入れていただけるかという反応を見ながら進めていきたいと思っておりますし、行く行くはそれは可児ッテで販売するのは別に、可児ッテが外販という形で可児市以外のところへ売っていくということの可能性もあるのではないかなあ、そんなことも少し視野の一部に入れながら検討、開発を進めているところでございます。

そのようなお答えでよろしいでしょうか。

○企画経済部参事（莊加淳夫君） 伊藤健二委員からの御質問にお答えします。

可児市では、現在、農協、生産者と組んだ農産物加工研究会で、今支配人が申されたとおり、いろいろなスイーツとか、可児そだちを使ったお菓子、それから料理づくりの研究会を進めております。

先ほど瀬瀬駅長からも報告がありましたが、可児そだちを中心に地産地消を進めておるといのが現在のところで、そこから一歩進展した加工品というのも今視野に入れて展開をしておる状況でございまして、十分協力していただいておりますし、やはり非常に来客数が多いですので目立つことになりまして、何とか可児そだちも順調にさばいていただいております。ですので、将来的に、ちょっと時間はかかるかもわかりませんが、典型的な例としましては、可児そだち、里芋を利用した可児ッテの里芋コロッケがそういう形で展開できたように、今後、そういう形を一緒になってPRしていきたいなと思っております。以上です。

○委員（小川富貴君） その加工品に限って言えば非常に狭いエリアになるわけですが、日本のごちそうは、お節に大きく代表されるものだと思うんです。もう少しワールドワイドに見ると、いろんな料理が世界中であるんですね。里芋というと暖かいところのタロイモなんかとつながっているんですけども、暖かいところの料理で日本にいと食べたくてもな

かなか食べられないのがタイ料理、すごく私大好きなんですけれども、例えばお節料理なんかだと買い出しに京都のお店まで買いに行ったりするんですね。でも、今ないわけじゃないんです、こちらに。でも、何となくそのときの買い出しはそこに行くというものが長い間についている。ところが、材料がないわけではないから、ここでそれを展開しようと思ったら、別にできないわけではないんだらうなど以前から思っていたところもあるんですね。

それで、可児なんかはタイの方たちが何百人もいらっしゃらないか、かなりの数の方がいらっしゃるんですね、いろんな国の方たちも、そういうものもこれから視野に入れてくださって、いろんな料理が展開できたら楽しい場所になるんじゃないかなというふうに思います。ごめんなさい。

○副委員長（板津博之君） お店に行けばわかることかもしれませんが、この自店販売されている、その加工品に限って言えば、売り上げのトップスリー、とりあえず参考までにお聞かせ願えれば。

○可児道の駅株式会社駅長（瀨瀬直樹君） これは販売しているというもので、可児市産のということでしょうか。

○副委員長（板津博之君） 単純に過去、自店販売されているものでいいです。

○可児道の駅株式会社駅長（瀨瀬直樹君） 単品でお知らせしますとちょっとわかりにくいところもございますので、ある程度のグループという部分でさせていただきますと、一番私どものほうで多いのは、八百津の味噌平醸造の調味料のグループでございます。次に塊として多いのは、地元の可児フーズ・ラボがつくっていただいています「べじっこ倶楽部」という野菜をドレッシング漬けした真空パックの商品でございますが、こちらも人気でございます。3つ目につきましては、白川の鶏ちゃんのグループ、冷凍で販売をさせていただいておりますが、これがベストスリーになります。

ただ、可児市のものがなかなか、もっと本当は入ってほしいところではございますが、今は現状、可児フーズ・ラボの商品ということになります。以上でございます。

○副委員長（板津博之君） ありがとうございます。今後、また可児のものがこの中にランキングされることを期待申し上げて、終わります。

○委員（伊藤 壽君） どうも御苦労さまです。

今まで今後の方向性というのはかなりおっしゃっていただきましたんであれですが、最初のほうの事業報告の2枚目、3年後に年商5億円、経常利益を4,000万円目指されるということですが、今現状3億3,000万円ちょっとの売り上げということで、今後の方向性として、こういったところに力を入れてこの目標を達成していかれるか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○可児道の駅株式会社支配人（中島俊司君） ありがとうございます。ただいまの先ほどお話ししました3年後の5億円ということをいかにしてやっていくんだということで、そういったような御質問だと思いますが、まず1点目、先ほどもお話しさせていただきました広場が、今、実はあの施設の中で売上効果が非常に低い場所でございます、あそこをいかに活用す

るかというのが非常に大きなポイントになってこようかというふうに思っております。

あとは今の加工品、先ほどお話ししました地元のものを使い加工しながら、独自のものがいかにつくれていくかということ、それとあとはキッチンのほうも、今、少し内部のオペレーション等の見直しもしながら、もう少し効率的なもの、効率的な動き、または効果的な商品がいかにつくれていくか。可児ッテのキッチンの名物料理というのはまだまだ弱いんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのところ、可児ッテに行ったら、やっぱりこれを食べたいよねと言われるようなものをあともう幾つつくられるかというのは、とても大事なポイントだろうかあとというふうに思っております。

そんなことを行いながら、5億円というものを一つ手前どもの目標にしておりますので、頑張っってそこに向かっていきたいなあと思っている所存でございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありますか。

〔「なし」の声あり〕

では、発言もないようですので、以上で質疑を終わります。

可児道の駅株式会社の皆様、大変ありがとうございました。

議事の都合上、席次変更のため暫時休憩いたします。

休憩 午前9時36分

再開 午前9時38分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

請願第4号 集団的自衛権の行使容認に反対する請願についてを議題といたします。

本日は6月3日開催の総務企画委員会で承認をいただいたとおり、請願審査のために請願者の玉置隆雄さんに参考人として御出席いただきました。

参考人の方に一言御挨拶申し上げます。

本日は、本委員会のために御出席いただきありがとうございます。忌憚のない御意見を述べていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、この後、10分以内を目安に御意見を述べていただいた後、委員より質疑をさせていただきますので、お答えいただきますようお願いいたします。

なお、念のため申し上げますが、参考人の方は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、参考人の方は委員に対し質疑することはできないことになっておりますので御了承願います。

では、事務局に請願の朗読をさせます。

○議会事務局書記（熊澤秀彦君） では、請願の朗読をさせていただきます。

集団的自衛権の行使容認に反対する請願。

請願趣旨。

安倍首相の私的諮問機関（安保法制懇）が、歴代政権のこれまでの憲法解釈を変更して

「集団的自衛権」の行使を容認すべきだとの報告を出し、首相がそれを受け政府・与党での検討をはじめた。

マスメディアの世論調査では、多くが集団的自衛権の行使容認に反対を示している。国民の多数が集団的自衛権の行使に反対しているのは明らかである。

とりわけ、安倍政権が憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を容認しようとしていることには、反対意見が過半数を超える一方で、賛成意見は4月の調査より減っている。この国民世論を直視すべきである。

ところが一部のマスメディアは、「集団的自衛権の行使7割容認」などと逆の結果を伝えているが、世論をゆがめるものと言わなければならない。集団的自衛権の全面的な行使を容認するものが、「産経」、「読売」でも1割にすぎないことにこそ注目すべきである。

集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争への道に引き込むものである。「戦争に巻き込まれるおそれがある」と多くの市民が心配している。一内閣の判断による憲法解釈の変更で、集団的自衛権の行使を認めようというのは、まさに立憲主義の否定である。

日本国憲法は前文で、政府の行為によって再び戦争をすることを禁じ、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「安全と生存を保持しよう」と決意した」としている。今日、世界では戦争ではなく、平和的・外交的努力で問題を解決することが流れとなり、互惠と紛争の平和的解決の枠組みづくりが進んでいる。いまこそ日本が「戦争する国づくり」ではなく、憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道こそ進むべきである。

憲法を破壊する集団的自衛権の行使容認に反対し、以下の事項を請願する。

請願事項。

1. 国および政府に、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使に反対し、行使容認をしないよう求める意見書を提出すること。

以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） それでは、参考人の方の御意見を伺います。

玉置さん、よろしく申し上げます。

○参考人（玉置隆雄君） その前に委員長、私、年齢も重ねているということで滑舌も悪いので、ちょっと資料を持ってきました。それを委員の皆さんにもごらんいただきながら私の発言を聞いていただくと助かりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（山田喜弘君） はい、結構です。

[資料配付]

○参考人（玉置隆雄君） それでは、よろしく申し上げます。

最初に、この私の請願提出に当たって、この委員会の皆様が御意見を聞いていただけたということで大変ありがたく思っています。ありがとうございました。

私は、昭和17年生まれの72歳になります。あの大战のさなかに生まれました。そして、終戦は3歳でした。しかし、あのころのことは今でも鮮明に覚えています。それだけ強烈なものがあったということでしょうか。

次にいろいろ載せてありますが、当時は空からばらばらと葉きょうが落ちてくるという、それから夜は灯火管制といって、御存じの方もありませんけど、私たちの田舎では電灯は一家に1つだけでした。それを長いコードで各部屋へ持って行って使っていたということで、その灯火管制になりますと、その電灯を下のほうへおろして、黒い風呂敷で包んで光が外へ漏れないようにするというのをやっていました。そういう中で外へ出て夜空を見上げると、本当に東だとか南のほうは、多分名古屋方面だと思いますが、空襲、爆撃によって燃え広がっている状態だったと思いますが、本当に真っ赤に染まって異常な雰囲気というんですかね、そういうものを子供心に焼きついて覚えております。

ですから、私は戦争体験といっても、いわゆる召集されて、そういう本当の戦闘体験をしたわけではないですけれども、そういう思い出が今でも鮮明にあるということをもっと最初に述べたいと思います。

そうしたことが戦争であったということがわかったのはずうっと後のことで、学校で勉強しながら、社会人になってからいろいろ勉強する中で、ああ、やっぱりあれは戦争だったんだということがわかったのは随分後のことでした。

そして戦後の貧しい生活の中、両親は必死で私を育ててくれました。父は内地でしたけれども、召集されました。例の赤紙ですね、御存じだと思いますが、それで召集を受けて、2年間ぐらいでしょうかね、内地へ赴きました。

その後、戦死ではないんですが、本当に短命で、私が中学3年のときです。一番進路に困っているときでしたけれども、そのときに50歳の若さで亡くなりました。非常に残念な思いをいたしました。

あの戦争で私たちの日本は何を得たのでしょうか。戦後、間もなく70年になろうとしている今日、秘密保護法やら共謀罪やら、そしてこのたびの集団的自衛権、安倍内閣の進もうとしている道は、いつか来た道の後戻りではないでしょうか。これを強く訴えたいと思います。

請願の趣旨にはいろいろ細かいこと、数字のデータとか出ていますけれども、私の本当の気持ちはそういうことです。

それから、さきの戦争で私は一番よかったなあと思うのは、多くの犠牲は出しました。しかし、世界に誇れる憲法、中でも第9条を得たことです。これが最大のものだというふうに思います。しかしながら、この憲法は自前のものではない、改憲しようという方々もお見えです。しかし、この憲法は、一番大事な国民主権、それから平和主義、こういうものが貫かれたすばらしいものだとは私は思っています。明治憲法とは全く違います。

政府の解釈でいろいろ変えて集団的自衛権を行使しようという動きが、きょうもテレビでもやっていたけれども、与党内で秘密の会議を持って行使容認をしようかと、そんなことはとんでもない、許せないことです。この憲法があったから、戦後70年間、戦争の犠牲者というものを一人も出さずに済んだ、そういう事実があると思います。そして日本の戦後の復興は、やっぱり平和なくしてできなかったというふうに確信をしております。

そして、憲法というものは国民に犠牲を強いるものではありません、これは御存じだと思

います。国が、政府が、国民にその義務を担うものです。全く逆ですね。

したがって、積極的平和主義とかいうことをよく言って戦争に参加していく、こういうことが時の政府の解釈だけで改憲をさせる、こういうことではありません。憲法を変えるなら、解釈も全てそうですが、国民に信を問う、これがまず第一だというふうに私は確信しております。私たちの子供、いや、孫たちを再び戦場に行かせてはなりません。再び戦争の国にしないために、私も微力ながら頑張りたいと思います。

このたびの請願もそうした中で行動として受け取っていただき、ぜひとも皆さんの御審議を尽くされ、請願の趣旨に御賛同いただくよう、よろしく願いいたします。

最後に、私たちの可児市、御嵩もそうですが、非核平和都市宣言のまちです。そうしたまちにふさわしい、そういう行動をとっていただくよう、ぜひとも願いをして、私の意見といたします。ありがとうございました。

○委員長（山田喜弘君） 大変ありがとうございました。

紹介議員である伊藤健二委員がお見えになりますので、補足説明があれば発言をお願いします。

○委員（伊藤健二君） 補足をということですので簡単に補足をさせていただきます。

政府のほうでは、この安保法制懇の報告を受けて集団的自衛権の行使ができるようにということで憲法解釈を変更、改憲解釈をして閣議決定をしようということで、そうした議論を進めております。いわゆる閣議決定を目指した与党協議というものが自由民主党、公明党の与党間で行われているという状況にあるかと思えます。

この議論がどうかという議論はさておきまして、一貫しているのが、これまで政府が示してきた展開というものは、大もとをたどっていきますと昭和47年（1972年）の政府見解で、結論としては、集団的自衛権なるものは今の憲法下では行使できないんだということを公式に表明したということが原点にあるのではないかと思います。この点を公明党の党首の方も指摘をして、この政府見解に沿って整合性、あるいは一貫性がある、論理的にも明確になるような対応が必要であるということで、すぐにも閣議決定をしたいと主張する時の安倍首相に対し、もっともっと明快に整合性があるものに、慎重な対応が必要なんではないかということで、この与党協議なるものが乗り上げている状況があるということであります。

もう1点は、当初、この解釈改憲ができるという論拠に上げたのが4条件という問題でしたが、それは行き詰まった結果、撤回され、新たに新3項目が提起されております。いわゆるこの1972年の政府見解を言葉上もじって、それに「そうなるおそれ」という言葉をつけ加える形で、おそれがあれば時の政権が判断をして集団的自衛権が使えるのだということを指摘している流れが生まれています。しかし、これもおかしな話ではないでしょうか。

こうした流れの中で、自由民主党の元幹事長の方々が発言を最近されております。例えば、加藤紘一元幹事長、このままでは自衛隊が地球の裏側にまで行って戦争に参加をすることになるんだという問題点の指摘、あるいは古賀誠元幹事長であれば、集団的自衛権を容認することとは、事の本質は日本の若者に血を流せと、殺し殺される戦闘に加わることだとい

うことを指摘しておられます。ともに現時点では集団的自衛権を認めることを憲法の解釈改憲で行うということは、とても認められないものだということを指摘しているということでもあります。

こうした、これまで保守と言われた方、あるいは憲法学者であれば、慶應大学の小林節教授のように憲法の改定は必要だと主張する改憲論者の中においても、現時点で時の政権が行おうとしている解釈改憲についてはとても認められないと。やはり法に基づいて、憲法の中身を変えたければ、憲法そのものを変えるということが必要なのであって、解釈で勝手に憲法の中身をねじ変えていくということは認められない、このように指摘をしています。

こうした状況を踏まえて、ぜひこの請願がしっかりとした議論のもとで採択されることをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（山田喜弘君） それでは、参考人の方に対する質疑を行います。

御発言ありますでしょうか。

○委員（伊藤 壽君） ちょっとお聞きしたいんですが、請願趣旨の中に戦争する国づくりとありますが、最後のほうのくだりに、「今こそ日本が戦争する国づくり」という文面がありますが、この戦争する国づくりというのはどういうことを指すのでしょうか。

○参考人（玉置隆雄君） お答えいたします。

御存じだと思いますが、最近だけではなくて、きょうもニュースでやっていましたけれども、いわゆる武器三原則ですね、これも変えられていますね、新しいものに。そういう今言いましたような秘密保護法にしろ、集団的自衛権の行使にしろ、だんだんとそういう戦争する国、武力で物事を解決するという道に進んでいるからこそ、そういう現象を捉えて戦争する国づくりというふうには私は理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員（酒井正司君） ちょっと1点、請願書の中でお聞きしたいんですが、6行目から、「安倍政権が憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を容認しようとしていることには、反対意見が過半数を超える一方で」という、この過半数という論拠といいますか、何か数字的な裏づけをお持ちならお聞かせいただきたいと思いますが。

○参考人（玉置隆雄君） お答えします。

私も世論調査を全面的に信用するわけではありませんけれども、やはり顕著な例として幾つかのいわゆる全国紙といいますか、そういうところがやった調査で、戦争に反対する、ないしは集団的自衛権行使に反対するというのが明らかに50%を超えているわけですから、そういう意味では、国民の世論を反映したものではないかというふうに思いますが、それが絶対的とは申しませんし。

○委員（酒井正司君） そのように推測されるということですね。はい、わかりました。

○参考人（玉置隆雄君） もう1つ、一方で意図的などいいますか、私はそう思っていますけれども、やはりそうではなくて、アンケートの質問の項目って非常に限定的ですよ。ですから、ある意味では恣意的にアンケートをとるということもありますので、そういう意味で、ここに書いてありますように、産経、読売というのはこういう設問でやっているんじゃない

かと。この選択肢が非常に少ない中でということがあって、それではということも述べているわけですね。ですから、全面的に世論調査を全て認めているというふうには私自身は思っていない。一つのデータとして出してあるわけですから。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、参考人に対する質疑を終了します。

本日は貴重な御意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会としましては、本日いただいた御意見を参考に、委員会で十分な議論をしていきたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。御退席いただいて結構です。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時58分

再開 午前9時59分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を行ってください。

○委員（伊藤健二君） 手続的には自由討議を誰か求めないといけないんじゃない。

〔「どちらでもできるようになっています」の声あり〕

では、自由討議をしろということですので、先ほど参考人に来ていただいて、思いのたけも含めて御提起をいただきました。

3歳にしてこれだけ心の中に焼きつくということは、本当に深刻なことなんだと思います。すなわち、戦争というのは、私も戦後生まれですので、戦争を知らない世代であります、やっぱり先輩たちが、あるいは私個人の経験では、私の母親が米軍の艦載機に銃撃をされると。危うく命は助かったわけですが、そういう戦争体験というものがきちっと語り継がれてきているわけがあります。そういう中で、戦後生まれた憲法、昭和21年11月3日公布された日本国憲法には、極めて重要なことが載っているというふうに私は理解しています。

今、私が手元に持っているこの「あたらしい憲法のはなし」というのは、当時文部省が国民にこの憲法の中身を知らしめるために発行した印刷物ですが、その復刻版であります。当時発行された印刷物の22ページには、日本国憲法が詳細に前文含めて解説、説明がしてあります。憲法そのものには、前文、そして本文第1章の天皇に始まって、第2章で戦争の放棄を明確にうたっています。

第2章の構成は、第9条、「日本国民は」で始まるこの文章と、第2項である「前項の目的を達するため」という2項目しかありません。すなわち、戦争の放棄が、天皇に次いで第2章で明確に戦争放棄することがうたわれているのが日本国憲法です。時間の関係もありますが、大事な点なのでちょっと読みますけれども、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、国際紛争解決手段として、解決を目的とする手段としても永久に戦争行為は放棄するんだと、戦

争はしないんだということを第9条でうたった。これは今、参考人が言われた憲法第9条が大切だと言った中身なんですね。

そして、この第9条第2項では、第1項の目的を達成するため、国際紛争を解決する手段としては放棄するという、この中身を達成するために、戦争の実力手段である軍隊、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。軍隊をもちませんということを国際社会に国際公約をしたわけでありまして、国の交戦権は、時の内閣が提起して、国会で議決すれば宣戦布告になるわけでありまして、こうした国の交戦権というもの、日本国の交戦権は、これを憲法として認めていないということをうたいました。たったこれだけの6行の文章でありますけれども、戦争の放棄が第2章にうたってあります。

もう1点大事な点がありますので、ちょっと発言をします。それは、第10章の最高法規という項目であります。

この第10章は、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は云々ということで、将来にわたって、将来の国民に対しても侵されない永久の権利として信託されていることを第97条で明記した上で、第98条では、この憲法が国の最高法規であって、その上記に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しないということを明記しています。この第98条は、この憲法が最高であって、これに反する中身については効力を持たないよということを天下に示したものであります。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とするということで、国内法規より優位に立つ国際条約、国際法規というものについては、これを誠実に遵守しなさいいけないということは明記されておるところであります。

そして第99条、これで裁判官その他の公務員はということで、私ども地方議員についても、他の公務員に相当する地位にある、職責にあると考えますが、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うということで、特別公務員とも言える我々議員が憲法を擁護する義務を持っているということであります。擁護するというのは、憲法を正しく言葉どおりに理解をして、責任を持った対応をすることが必要だということだと私は理解をしています。

それで話を戻しますが、今回提起されている集団的自衛権という問題については、解釈によって戦争をできるふうにしようという意図だと理解をしています。しかし、この憲法には、先ほど紹介しましたように、国際紛争解決手段としても放棄するし、そのための軍隊は持たないんだということを言っています。この憲法を変えていないのに戦争ができる国に解釈を変えて持っていこうというのは、明らかに憲法違反だというふうに思います。

そうした点で、この請願というのは、とても大事なことを指摘されていると思いますので、請願項目の中身である国及び政府に憲法解釈の変更、つまり解釈改憲によって集団的自衛権の行使がされないように意見書を出してほしいというこの1点の中身については、ぜひ整理をさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。まず、問題提起を含めまして、自由討議ということで意見を言わせていただきました。他の件についてもありますけれども、ひとまず最初に発言をいたしました。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

○委員（中村 悟君） これは自由討議ということで、簡単に言うと個人的な意見なんですけど、今伊藤健二委員のほうから言われました、国際紛争の解決にしる何にしる、武力の行使、戦争はやらないよということなんですけど、これは僕の勝手な解釈ですけども、個別的自衛権であれ、集団的自衛権であれ何であれ、僕が自衛ということに関しては、積極的にこちらの武力行使を使うということでもないし、あくまでもみずからを守るというための手段ということで、万が一武器を使うことがあるかもしれないですけども、私たち日本国、あるいは国民の権利を守る、みずからの安全、生活を守るための自衛ということに関しては、戦争とか、ただ単に武器を使うということではなくて、あくまでも自分たちを守るという観点から見たときには、こういった自衛権という言葉ですよ。個別であれ集団であれ、こういう自衛権、国民はみずからを守る権利を持つべきであり、国も持つべきであるという考えを従来から持っておりますので、今回の請願については、憲法解釈をどう見るかだとかいろいろ手順があって、いろいろ考えはありますけれども、自分の考えとしては、やっぱり個別であれ、集団であれ、考え方が細かく事例が今言われていますけれども、そういうものも考えた上で、僕はこういう行使というのは、いずれ認めざるを得なくなるんだろうなというふうに思っていますので、今回の請願についても、その辺のところからちょっと考えさせていただきたいなというふうに思っています。

請願の中身を確認するのでもいいんですか。

一つ、この請願書だけ見ると、最初の請願の題目が、集団的自衛権の行使容認に反対というのと、請願事項のほうは憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使に反対という、これも微妙なとり方があって、要するに集団的自衛権自体の反対・賛成という考え方と、要は憲法の解釈の変更というところにこだわる人と、ちょっといろいろ見方があるなあというところで、今回の請願については、この請願事項というのを題目のほうだけで考えると、さっきの自分の持論もありますけれども、この面を見ただけでいくと、ちょっと賛成しがたいなと思っています。

○委員（伊藤健二君） 今、中村委員から、自衛という言葉と、そして請願の表現にかかわる部分があったんですが、この問題で、今自由討議ですから、一つ物事の中身として正確な理解が必要だと思う点を発言したいと思うんです。

1つは、集団的自衛権という場合に、自衛というんだけど、この自衛というのは本当に日本の防衛なんですかという問題は、僕は中村委員の御意見の中ではまだ不鮮明なままだというふうに理解をします。というのは、私は集団的自衛権というのは個別自衛権の自衛とは全く違って、日本を守るという話ではないというふうに言わざるを得ない、実態はそうだから、言わざるを得ません。

つまり、アメリカと一緒にいる、日米軍事同盟がありますから、アメリカと一緒にいるアメリカの兵隊のかわりに日本が戦争に加わっていくということ、つまり、その結果として、どこであれ、戦争行為をスタートさせるということだというふうに理解がきちんとされな

いと、この問題は本質を見落とすんじゃないかと思います。

なぜなら、NATO軍が後方支援ならやっていいよということで、これは朝日新聞の記事ではありますが、後方支援なら戦闘に加わらないだろうというようなことで、例えばドイツ軍の兵隊がNATO軍でアフガン戦争に参加しました。結論としては、2002年から2012年までの間で55人の兵隊が死亡するという戦争の被害が出ているわけですね。NATO軍全体としては、後方支援に名をかりて参加したアフガン戦争では、21カ国で1,031人が死んでいます。これは、後方支援なら、つまり限定した地域や、あるいは限定的な中身であれば、戦闘行為じゃないよと言ってきたけど、それ自体も実際には後方支援でやっているはずの後方の活動地域で、実際には破壊活動に遭って、攻撃されて死んでいくというのが現実だということでもあります。つまり、部分的とか小さな窓口から入っていけば、集団的自衛権で限定されておれば大丈夫という話にはならない。戦争なのか戦争じゃないのかという話に、こちらが意図したしないにかかわらず引き込まれてしまうというのが現実の戦闘、戦争なんです。

だから、集団的自衛権というのは、あくまで他国と一緒にあって、他国が攻撃されたので、それと連動して日本が戦闘行為にはせ参じると。つまり加藤紘一さんが言ったように、地球の裏側でも日本の自衛隊が行って戦闘行為に加わる、あるいはその中に引き込まれる。結論としては、日本の自衛隊の青年たちが死ぬことになるということです。日本も血を流せというのはそういうことで求められている中身でしょう。だから、そのことをきちっと分けないといけないと思う。

私は、個別的自衛権は日本固有のものとして、日本の国民の命、領土を守っていくことは必要な権利だと思っている。しかし、それは現在の憲法の解釈においては、憲法に明確に保持しないと書いてあるんだから、保持することはできないということになります。しかし、時の政権、自由民主党は、いや、必要な最小限度の実力部隊としてあるんだ、戦闘は行かない、限定された国内でやるんだということを説明してきた。これが1972年見解。だから、解釈は一貫しているわけですよ。必要最小限度の実力で来たんだから、そこまでとやかく言うなというのが今までの歴代の政権の考え方であって、それがいいか悪いかは意見があっても、少なくともそういう見解で統一してきたわけですよ。そこを踏み越えて、解釈だけで物事の成り立ちを全て変えてしまおうというのが今回だということで、それは個別自衛権の問題じゃなくて、あくまで集団的自衛権の行使を容認するしないという議論の中で、日本が戦争をする国に、第9条によって戦争ができない、戦争を放棄した国から、今度は解釈改憲によって、戦争のできる国へ、戦争する国へと変わるという、そこが請願人が一番声を大にして言われた、やっちゃいけない部分なんだと。だから、集団的自衛権の行使容認に反対する請願であって、請願事項としては、憲法解釈の変更によって、つまり憲法解釈を改憲して、自衛権は集団的自衛権が行使できるんだというふうにしてやってしまったら、もうそれは憲法の否定になるよと。だから、そうしないように、現在の憲法をちゃんと守りなさいということを政府に求めよという意見書を提出してほしいという、これが請願事項だということで、表題と中身は全然矛盾はしていません。

ただ、明確に戦争しない、放棄した国から戦争する国へという切りかえが明確に意識された文章になっているというのが、この請願の文章だというふうに考えるべきだと思います。事実そういうこれまでの実際があったと思います。

自由討議は以上です。

○委員（酒井正司君） 中村委員が今、自衛権のことについて幅広く私見を述べられたんですが、今回の委員会のテーマは、あくまでも憲法解釈によって集団的自衛権というのが、ここに焦点を絞ってというか、もう一個戻さなきゃいかんので、その部分をしっかりと委員長、誘導してほしいなと思います。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 中村委員、別にいいですか。

なければ自由討議を終了したいと思います。

それでは、討論を行います。

○委員（酒井正司君） 結果的には反対ということになります。

立ち位置から言えば、総論賛成、各論反対ということでございます。

賛成の部分でございますけれども、憲法、すなわち権力者に対する制限を課している最高法規でありますので、主権者である国民を出し抜いて、時の権力者が解釈変更、いわゆる立法精神の変更を試みるのは不遜のきわみであろうという部分は全く同意しております。

ただ、請願書の中身に同意できない部分は多々ございます。例えば、先ほども申し上げましたけれども、過半数を超えている云々という表現とか、例えば産経、読売でも1割にすぎないことこそ注目すべきであると。これは事例紹介として上げられるのは結構ですが、ただ、注目すべきであるという誘導的な強調をする必要はないのではないかと思います。

現状の国民の総意がどこにあるかというのは、いろんな調査等々、報道もありますので、先ほども参考人がおっしゃいましたように、非常に確たる断定的な数値は申し上げられないんですが、一応参考までに申し上げますと、NHKの定例の世論調査が6月9日に行われておりまして、2項目だけ紹介しますね。集団的自衛権の行使ができるようにすべきという設問に対して、賛成26、反対も26でございます。どちらとも言えないが41%。もう一つの設問が、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使ができるようにすべき、まさにこの請願趣旨のテーマでございますが、賛成が22、反対が33、どちらとも言えないが40%です。これがNHKの最新の調査結果でございます。

それと、文章の中で、「今日、世界では戦争ではなく、平和的・外交的努力で問題を解決することが流れとなり、互恵と紛争の平和的解決の枠組みづくりが進んでいる」という現状の分析を載せられておりますが、私はこれはもう、現在の国際情勢はまさに真逆の方向に進んでいるという理解をせざるを得ないというふうに感じております。

それから、今こそ日本は戦争する国づくり云々という文言がございまして、先ほども質問に出ましたが、私は正しくは、「集団的自衛権行使は戦争に巻き込まれる危険性がある」とする表現のほうが私は正しいであろうと。

以上のような請願書の内容からして、反対をせざるを得ないというのが私の結論でござい

ます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 私は本請願に賛成をし、ぜひとも採択を求める立場から賛成の討論をしたいと思います。

今、酒井委員から反対の論点としては、世論の動向がどうなのかということについて、こういうデータもあるということを紹介して、どちらとも言えないという人が一番多いという例を引き合いに出し、この請願趣旨の記述が適正ではないということを理由にして反対討論が紹介されたわけであります。

また、世界の平和を求める、紛争の平和的解決の枠組みづくりが進んでいるということを指摘しておりますが、それとは真逆の事態が起きているのではないかとということで、それが反証かどうかは別としましても、そういう事態もあるから、世界の紛争状況は深刻だという問題点の指摘がありました。

私は、そういう事態があればこそ、今平和憲法と言われる日本の現在の憲法を擁護して、戦争をする国にはいけないと強く思います。先ほど言いましたが、集団的自衛権というのは、自衛という言葉を使っておりますが、日本の防衛とは全く無関係だと言わざるを得ません。日本が急迫不正の侵害を受ける、そして日本の領土、日本の国民が生命の安全に対して脅かされるような事態、これは当然、日本が総力を挙げて対応をし、日本を防衛することが必要な民族自衛の権利だと考えています。

今問題なのは、集団的自衛権という言葉の内容で、日本が海外に出て戦争をするという行為を認めるかどうかということだと繰り返し指摘せざるを得ません。日本が戦争してはいけないということは、国民誰もが考えるし、とりわけ高齢者、年配の国民だけではありません。多くの国民が、あなたは戦争が好きですか、反対ですかと聞けば、そんなこと反対に決まっているよというのが答えだと思います。そういう点で、問題は日本を戦争への道に引き込むことを許すのかどうかということになると思います。

戦争を放棄した第9条を持つ国から、今度はアメリカと一緒にあって海外で戦争する国へ、それをさせてはいけないわけでありまして、当然国民の議論を抜きに、頭ごなしに解釈改憲することには多くの地方議員も反対をしていると思います。

また、この請願には反対だけでも、それは必要なことだと、酒井委員の討論の中にもございました。私は、今の憲法のもとで、この願いを実現するには、いつかの時の政権の勝手な解釈で立憲主義が否定されることには強く反対するものであります。その1点で、この請願趣旨の後段に書いてある、憲法を破壊する集団的自衛権の行使容認に反対をする、この点に重きを置いて、また請願事項も極めて明快でありますので、本委員会が請願事項の中身に沿って採択されることを強く願うものであります。

以上で賛成討論といたします。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。

これより請願第4号 集団的自衛権の行使容認に反対する請願についてを採決いたします。
挙手により採決いたします。

請願第4号を採択とすべき方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

○副委員長（板津博之君） ここでちょっと動議をさせていただきたいんですが、私のほうから別の意見書を提出したいと思うんですが、許可していただけますでしょうか。

○委員長（山田喜弘君） ただいま副委員長より集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書について動議がありました。本動議について、当委員会で審査するかどうかをお諮りしたいと思います。

挙手により採決いたします。

本動議を当委員会で審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、直ちに審査することに決定しました。

では、事務局から資料を配付させますので、暫時休憩とします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

板津副委員長の提案説明を求めます。

○副委員長（板津博之君） 先ほど今回の集団的自衛権の請願については不採択となったわけなんですが、私の立場は酒井委員と同じく、総論では賛成、各論では反対というところで、昨今のマスコミ・新聞等の報道を見ましても、昨日の中日新聞には自由民主党岐阜県支部連合会が岐阜県議会に対しまして集団的自衛権の行使については慎重さを求める提案がなされておるようでございますし、また昨今では多数の市町村の首長からも意見書なり、また議会からも多数の意見書が提出されておるといふ現状を鑑みましても、やはり可児市議会として、何かしら集団的自衛権をめぐる憲法解釈については意見書を提出したほうがいいというふう

に判断をいたしました。
まずは、私の提出させていただき意見書の内容を読み上げさせていただきたいと思います。
集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書（案）。

これまで歴代の政府は、従来からの集団的自衛権の行使を認めないという憲法解釈に立って、体系的な議論を維持してきました。しかしながら安倍首相は、私的諮問機関である「安

全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が提出した報告書を受けて、集団的自衛権の行使容認を6月中にも閣議決定する方向で与党協議が行われている。

今後、仮に従来の政府の立場を変えたいとするのであれば、なぜ変えることが必要なのか、どのように変えるのか、変えた結果が国民や同盟国、近隣諸国、国際社会にどのような影響を及ぼしていくのかなどについて、深く、慎重に検討していく必要がある。あわせて国民の理解を得る必要、国際社会に理解を促す努力が求められる。

時の政権によって憲法解釈の変更が安易になされてよいとするのであれば、憲法の国家権力を規制するという最高規範としての存在意義すら危ういものとなる。

よって、集団的自衛権をめぐる憲法解釈の変更が政府によってなされることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日、岐阜県可児市議会。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様ということでございます。

この内容につきましては、これからまた自由討議を入れるなり、委員の皆さんからの意見も踏まえた上で、可児市議会としての意見書提出というところまで行ければいいかなというふうに思っておりますので、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（山田喜弘君） ここで提案趣旨について質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（小川富貴君） 採決が先ほど行われて、とりあえずこの反対する請願については否決という状況になったわけですが、今のこの意見書を見ますと、同じことが、要するに趣旨はどうあれ、請願項目は1つです。請願項目が1つであって、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使に反対する、行使容認しないようにというのがたった1つの項目だったんです。これ、同じことが書かれているんですね。この矛盾をどういうふうに説明して下さるのでしょうか。

○副委員長（板津博之君） 先ほど討論の中でもありましたが、この意見書の部分で見ましても、酒井委員のほうからあったように、戦争づくりの国とかという表現の部分もありましたし、総論では確かに先ほどの請願には賛成すべきところもあるわけですが、私の立場は、先ほどの酒井委員からの討論とほぼ同じでございます。憲法、権力に対する制限を課している最高規範となる憲法に対して、憲法は主権者である国民を出し抜いて、時の権力者が解釈変更で立法精神を曲げることについては賛成する部分ということなんですが、やはりその産経、読売でも1割にすぎないことこそ注目すべきであるという、こういった部分について賛同できないというところもあります。

あくまでも、この私の出させていただいた意見書については、憲法解釈、今までの内閣は、この憲法解釈に関しては基本的には集団的自衛権は行使しないという解釈で来ていたわけですので、それを時の内閣の憲法解釈の変更によってできるようにするという部分について限定した意見書というふうになさせていただいたわけです。その1点について、単純に明快にさ

せていただいたというのがこの意見書の趣旨でございます。

○委員（酒井正司君） 委員長に確認します。請願書は趣旨採択はできないですね、当委員会では。

○委員長（山田喜弘君） 委員会では、採択、不採択だけであります。

○委員（伊藤健二君） 集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書ということで、表題が若干、憲法解釈に関するという書き方で切りかわっておりますが、意見書の内容は、先ほど審査し、当委員会としては否決をした玉置氏提出の請願書の請願事項と何ら矛盾するものではないということが確認できると思います。つまり、否決した請願事項を改めて別文にて採択を求めるといふ提起であります。これはなかなか理解に苦しむ側面を持つわけですが、先ほど否決したのが請願趣旨の一部に認められないものが記載してあるという発言趣旨に基づいて、請願事項を否定したわけではなくて請願趣旨の一部について採択に及ばないというものだったというふうに、いいほうに解釈をしますと、改めて集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書を出すというのは意味があると私は思うんです。

それで、意見の合わない部分を外して、これが素案として出てきているというふうな理解をすることにしまして、具体的にお尋ねをするわけですが、これはあくまで歴代の政府が従来からの集団的自衛権の行使を認めないということを経営的に議論して維持してきたんだということが書いてあります。だから、最後の結論は、集団的自衛権をめぐる憲法解釈の変更を政府が勝手にやるなということをお尋ねしている、強く要望しているという文章になっています。つまり、我々のこの可児市議会が議決をしようとしている立場は、最小限歴代の政府が維持してきた集団的自衛権の行使を認めないということをお尋ねしている点でいくと是とするぞと、よきものとするという、またそれは私の考え方でいけば憲法第9条に定めたとおり、集団的自衛権は使えないんだという立場と同じものでありますので、そういう意味でこれを認めるということの文章になるというふうな理解してよろしいかどうか、これが1点。

その1点を前提にして、繰り返しになるけれども、時の政権によって憲法解釈の変更が安易になされてよいとするのはよくないという立場で、安易になされてよいとするのであればという書き方だけど、要は時の政権によって、憲法解釈によって最高規範の憲法が解釈改憲されることは適切ではないということをお尋ねしている文章だと理解してよろしいですか。この2点。

〔発言する者あり〕

1点目は、最初のこれまでの従来の政府が集団的自衛権の行使を認めないとしてきたのを我々可児市議会も同様だというふうな宣言することになるが、これを議決すれば、そういうふうになるよということ。集団的自衛権は認めないんだという立場に基本的に立つよということをお尋ねすることになりますねという確認と、2つ目は、時の政権による改憲解釈は成り立たないという論点を明示しているというふうな理解してよろしいかと。

○副委員長（板津博之君） はい、それで結構です。

○委員（中村 悟君） 僕はこの文章を読んだときには、集団的自衛権自体は自分勝手に解釈したときには、認めるかどうかはちょっと別に、認める方向で、要は今政府がやっておる手続的なところとか、早急に事を進めようとか、そういったところがあって、この意見書の前段にあるように、いろんな関係のところ、国民のある程度ちゃんと理解を得てということもやりなさいと。国際的にもいろんな諸外国に対してもそうした理解を促す努力をして、その上で、もう1つはそういうこともやりながら、もう1つは今回のように一方的に、変な言い方ですけど、ごく一部の人が勝手に憲法解釈を変えてこうするよというのではなくて、そうしたことをやった中で、やはり多くの国民のある程度の同意を得た上でその憲法の解釈を変更して自衛権を、それが限定的なのかどうかは別にしてというふうにしましょうと。だから、今の早急なやり方はちょっと待ちなさいよという意味での意見書かなというふうに僕は読んでいたので、今、多分伊藤健二委員が読んだのと最後の答えが真逆のことなのかなあというふうにちょっと聞いておったんですけど、ちょっと整理しましょう。

○委員長（山田喜弘君） ちょっとここで休憩させていただきます。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時03分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副委員長（板津博之君） 先ほど伊藤健二委員からの可児市議会として集団的自衛権の行使を認めるということになるけれども、いいかねという質問……。

〔「認めない」の声あり〕

認めないということに対して、私はそうですという回答をしましたけれども、あくまでもこれは枕言葉というか、今まで起きてきたことについて述べているわけであって、これが可児市議会として集団的自衛権の行使を認めないということには当たらないということですので、そこは訂正をさせていただきます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） まず、確認をさせていただきます。副委員長から提案がありましたこの意見書につきまして、委員会としてはまとめていきたいというふうに私は思っていますが、皆さんの御意見をまずお聞きしたいと思います。

○副委員長（板津博之君） 最後の2行の部分で、ちょっと文言を追加させていただきたいんですが、ちょっと読ませていただきます。

最初読み上げたものは「よって、集団的自衛権をめぐる憲法解釈の変更が政府によってなされることのないよう強く要望する」ということがありましたが、これをこのように変更させていただきたいと思います。「よって、政府においては、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関しては、国民的議論なしに政府による憲法解釈の変更がなされることのないよう強く要望します」と修正をさせていただきます。

○委員長（山田喜弘君） ただいま副委員長のほうから、最後の2行について改めて提案がありました。これについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○委員（小川富貴君） 憲法を変える場合、第9条の場合は国民投票の準備がされているわけですが、今付加していただきました国民的議論、例えばどういふことを具体的に指していくんでしょね。

○副委員長（板津博之君） 例えば公聴会とか、そういったのもその一つでしょうし、その手法はちょっと多岐にわたるとは思うんですけども、少なくとも国民の意見を拾う場所を設けて闊達な議論する場をつくるということですかね。そういった意見集約を踏まえて慎重な審議をしましょうという趣旨の文言です。

○委員（伊藤健二君） 事前にこういう意見を出したいがということで微調整をしてきたものの一人という立場を踏まえると、当初提出されたもとの案に戻ってしまったということで、これはそのまま、ああそうですかというふうにはならない、賛成できないということを思います。

政府において国民的議論なしに政府による憲法解釈の変更がなされることのないように要望しますというわけですから、国民的議論を多岐にわたって慎重にやれば憲法解釈の変更がなされてもよいというふうには当然なります。結局、ぐるぐる回って、タウンミーティングをやったり、公聴会でいろいろ意見を拾いさえすれば、それで国民の意見は聞いたとって変えることになります。

もともとは歴代の政府が何十年にわたって法の論理や、いろんなさまざまな国際緊張関係も踏まえてとってきた結論、つまり現在の憲法第9条をどう理解するかという解釈については、集団的自衛権は行使ができないんだよということを決めたというのがこれの考えです。その考えを維持してきたのがこれまでだったけど、これからは憲法解釈の変更がなされても、あれこれの手段をとればなされるということになるわけで、これは明らかに言外には集団的自衛権の行使もあり得るということを前提にして論議を進めようという話です。そういうことを可児市議会として本会議で提案をし、そちら側にくみしましたということは、さきの紹介されている自由民主党岐阜県支部連合会の意見書要請等に事実上、無批判に迎合することになる、そういう点で私は、こういう文面では賛成ができません、反対です。

○議長（川上文浩君） 今、伊藤健二委員からありましたけど、自由民主党岐阜県支部連合会案ということでしたが、それを見たのは昨日ということで、一切これをつくっておるときにはそういったことも全くなしで意見書の作成に当たっておりますので、迎合したと言われると、全くそれはありませんというふうに言わざるを得ないというふうに思っております。

この新聞に載った時点も、日曜日の朝の新聞に載っていましたが、これも寝耳に水でございまして、朝、岐阜県議会議員がおったものですから岐阜県議会議員に確認したら、岐阜県議会議員も知らないということでしたし、事務局長にも文案はどうなっておるんだと言ったときに、一切届いておりませんということで、昨日、ようよう昼近くになって文案を見ただけでありまして、一切その迎合してつくったというんじゃなくて、請願を受けて、やはり意見書はどうしても可児市議会としていい形を出したいなということで、いろいろ知恵を絞りまして、この意見書にたどり着いているという経緯がありますので、そういった経緯

は一切ないということを入れて御議論いただければというふうに思います。

○委員（伊藤健二君） 可児市議会、議長のほうで対応をした自由民主党岐阜県支部連合会がつくったと言われる意見書文案についてのかかわりについての説明がありました。それはそういうことなのでしょう。ただ、この新聞報道によると、16日、昨日の朝刊ですが、この中には国民、国防、安全保障の根幹にかかわりということで問題が書いてあって、いわゆる集団的自衛権の行使容認を閣議決定する方向で与党協議を加速しているが、それにかかわって全国で公聴会を開催するなどの方法で、最終的には国民の理解が得られる形で結論は出すべきだと考えるという意見を、これは要訳ですが、自由民主党岐阜県支部連合会として発表したわけですね。

私が先ほど言ったのは、自由民主党岐阜県支部連合会のこの意見書要請を見ながらつくったということは一言も言っていないで、結果として自衛権の行使容認を認めることにつながっていくので迎合することになってしまうよということで、そういうことが予測されるものについては賛成できないということを私は言ったのであります。

ですから、この副委員長が起案した文章がこれと直接どうのこうのということはありません。問題なのは、書いてある中身にそういう国民的議論をやれば、あるいは先ほど方法論については何ですかという質問に対して公聴会を開催するなどということで、文字どおりここに書いてある文章を事例として引っ張られたんで、多岐にわたるとも言いましたけど、要するにそういうことを繰り返せば解釈変更ということもあり得るといって答えになっていくということです。その点についてはお間違えのないようお願いしたい。

○副委員長（板津博之君） ほかの議案もありますし、まずこの場では、その細かい文言までかかると時間がどんどん過ぎていくだけです。まずはこの委員会として意見書を出すのか出さないのか、そこを決めないと、このままやっても、じゃあ結果出さないとなった場合に徒労に終わるだけです。そこを決めていただきたいです。

○委員長（山田喜弘君） 今、副委員長からそんな御提案がありましたけれども、皆さんどうでしょうか。御意見を聞きたいと思いますけど。

○委員（伊藤 壽君） 今、副委員長が言われたように、出す方向で検討をすることに賛成します。

○委員長（山田喜弘君） 酒井委員はどうでしょうか、よろしいでしょうか。

○委員（酒井正司君） はい。

○委員長（山田喜弘君） 中村委員もいいですか。

○委員（中村 悟君） はい。

○委員（伊藤健二君） 発言します。解釈改憲による変更はすることがないよという趣旨の意見書を出す意義はあると思うので、出すべきだと思います。ただし、その憲法解釈の変更在先立つ前段の部分でいろいろな言葉をくっつけてやるようなことはせずに、最初に提起されたような趣旨で限定的に書けば、そこは一致していることなので、それを総論とするなら、そういう意味の総論賛成という発言があったと理解すれば、この間の一連の、この1時

間余の議論が意味があるというふうに私は思います。ですから、意見書は簡潔・明瞭にしてまとめるべきだと。時の政権による解釈改憲はするべきではないという意見を議会として上げることについては、私は賛成です。

○副委員長（板津博之君） 委員会として出すということであれば、細かいところは恐らくまだこれから30分ぐらいかかっちゃうかもしれませんので、私が委員長のかわりに言うのもいいかんですが、議事進行の後の部分も控えておりますので、これで打ち切りとして、ほかの議案を全て終わらせた後に、また多分昼休憩を挟んで午後からになると思いますが、文言の検討だけについてまた時間をとっていただいてということではいかがでしょうか。

○委員長（山田喜弘君） そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」の声あり〕

なら、そのように取り計らいをさせていただきます。

今から10分間休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時26分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

今、請願等で時間がとられましたので、議事を少し変更させていただきます。

では、報告事項2. 報告第5号 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

まず、一般財団法人可児市公共施設振興公社について説明を求めます。

本日は経営状況を報告していただくため、参考人として一般財団法人可児市公共施設振興公社より事務局長の金子孝司さんに御出席をいただきました。

それでは、報告をお願いします。

○企画経済部参事（荘加淳夫君） 報告に先立ちまして、私のほうから可児市公共施設振興公社の予算、決算、事業計画、事業報告につきまして、今回は予算、事業計画のみの報告をさせていただきます。今後、決算、事業報告につきましては9月の委員会、予算事業計画につきましては3月の委員会という形で進めさせていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

それでは、報告に移ります。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（金子孝司君） この4月から公社に派遣されておりますので、よろしくお願いします。

事前にお手元のほうに参考資料としまして平成26年4月1日現在の理事、監事、評議員の名簿及び事務局の組織図、そして公社の定款を配付してございますので、よろしく願いいたします。

それでは、配付書類13番の平成26年度一般財団法人可児市公共施設振興公社事業計画及び収支予算書について御説明いたします。

最初に、事業計画について御説明いたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度は一般財団法人として新たにスタートした初年度でありましたが、適正かつ効率的な運営に努めまして、経営も安定的に推移してきました。

また、一般財団法人に移行する際に認可を受けました公益目的支出計画による公益目的財産額は1,981万3,238円でありました。この公益目的財産額につきましては、5年間で公益目的支出計画を完了する予定です。引き続き財団法人の経営の安定化と基盤の充実に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、公益的事業であります文化芸術振興事業につきましては、ガラス工芸を通じて市民にもものづくりの楽しさや喜び、生活に潤いと交流の場を提供するとともに、文化芸術の向上とまちづくりに寄与してまいります。

また、江戸時代に可児市土田地内で吹きガラス製造が始まったという歴史をもとに、ガラス工芸文化の発信基地としての役割等を担ってまいります。そして、引き続き学校給食センターと保育園の給食調理業務の受託とわくわく体験館の指定管理業務を受けまして、効率的で適正な管理を行ってまいります。

特に給食業務につきましては、衛生管理を徹底しまして、安全・安心な給食を提供してまいります。

わくわく体験館の指定管理業務につきましては、消費税の増税に伴い、利用料金の一部を改正し、利用者の減少が危惧されますが、ゴールデンウイーク期間中の開館、そしてガラス工芸体験の内容充実を図ってまいりたいと思っております。

また、わくわく体験館の利用者の拡大を図るため、引き続き可児・加茂管内への広報活動を積極的に行うとともに、宿泊研修施設の利用を促進するため、平成26年度につきましては、企業や事業所、高校、大学などへの誘客活動を積極的に推進してまいりたいと思っております。

次に、以下は事業の内容でございますけど、1 としまして、文化芸術及びレクリエーションの振興事業につきましては、わくわく体験館のガラス工房を拠点としまして、市民が気軽にガラス工芸が体験できる講座やガラス工芸作品展やイベント等を開催してまいります。

2 のわくわく体験館施設管理・貸館事業につきましては、地域住民の交流の場としまして安全・安心な利用を提供するため適正な施設管理を行ってまいります。

次に、2 ページをごらんいただきたいと思います。

3 の学校給食センター給食調理事業につきましては、市内小・中学校16校に給食を提供する学校給食センターの給食調理業務を市から受託しまして給食の調理等を行ってまいります。

4 の保育園給食調理事業につきましては、市内4カ所の保育園の給食調理業務を市から受託しまして給食の調理等を行います。

5 番目の法人会計につきましては、一般財団法人としての事業の適正化を推進していくため、適正かつ効率的な事務事業の執行に努めてまいります。

続いて、収支予算書について御説明いたします。

3 ページの収支予算総括表をごらんいただきたいと思います。

(1)の経常収益のうち、②の事業収益としましては3億5,630万円で、前年度より1,127万8,000円の増となっています。これは後ほど説明させていただきますけど、事業費の増加に伴い、市からの業務委託料及び可茂衛生施設利用組合からの指定管理料の増額によるものがあります。わくわく体験館の利用料収益につきましては、前年度決算の状況を勘案しまして、実態に見合う金額となっています。

③の受取補助金等につきましては市からの公社運営に係る補助金でありまして、3,027万2,000円となっています。前年度より328万6,000円の減となっています。

次に、(2)の経常費用につきましては、5 ページの事業別仕分書により御説明いたします。5 ページをごらんいただきたいと思います。

縦軸につきましては支出科目で、横軸が事業別となっています。

事業費につきましては、文化芸術及びレクリエーションの振興事業、わくわく体験館施設管理・貸館事業、学校給食センター給食調理事業及び保育園給食調理事業の実施に要する費用となっています。

最初に、文化芸術及びレクリエーションの振興事業であります。事業費としましては4,383万4,000円です。消費税増税により燃料費などの増額はありますけれども、経費の節減に努め、前年度より約28万円の減となっています。

次にわくわく体験館施設管理・貸館事業であります。事業費としましては2,001万3,000円です。燃料費等について消費税の増税の影響がありますが、前年度並みの予算となっています。

次の学校給食センター給食調理事業の事業費につきましては2億5,369万3,000円です。前年度より約986万円の増となっています。この増額につきましては、燃料費の灯油代、あと光熱水費の電気料金の値上げ等、そして消費税の増税分として約511万円を見込んでおります。

保育園給食調理事業の事業費につきましては3,886万2,000円でございます。前年度より約175万円の増となっています。増額理由としましては、これについても主に消費税の増額によるものであります。

最後に、②の管理費の法人会計費用につきましては3,031万2,000円でございます。前年度より約328万円の減となっています。これにつきましては、市からの派遣職員に係る給料等の人件費、関連経費の減額によるものでございます。

以上で平成26年度事業計画及び収支予算書の御説明を終わります。ありがとうございました。

○委員長（山田喜弘君） それでは、今の報告に対する質疑を行います。

なお、参考人の方に申し上げますが、答弁する際には手を挙げて、委員長の許可を得てから、着席のままで結構ですので発言をお願いします。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

では、発言もないようですので、以上をもって質疑を終わります。

事務局長の金子孝司さん、まことにありがとうございました。御退席してください。

続いて、可児市土地開発公社についての執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（牛江 宏君） それでは、よろしく申し上げます。

私のほうからは、報告事項の中にあります平成25年度可児市土地開発公社事業報告及び決算書、これは資料番号11番でございます。それから資料番号12番の平成26年度可児市土地開発公社事業計画書及び予算書について御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

それでは、最初に11番の平成25年度可児市土地開発公社事業報告書及び決算書でございます。これにつきましては、平成26年5月19日に理事会を開催して決算を認定いただいたものでございます。

めくっていただきまして、1ページでございます。平成25年度可児市土地開発公社事業報告書から説明をさせていただきます。

現在、可児市土地開発公社では自主事業は行っておりませんで、全て市からの代行買収のみということになっております。また、保有する資産につきましても、全て市のほうからの代行買収で、今後買い戻しをしていただくものの資産保有というものになっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、1の事業概要からお話しします。事業概要につきましては、平成25年度につきまして、公有地取得事業として可児市からの委託を受けまして、市道5398号線、これは今渡東住吉でございます。国道21号の4車線化によりまして東住吉地内が出にくくなったということで、前から計画はされておりましたが、それを事業化するというので、その前の先行取得をしたものでございます。

それから、（仮称）土田渡多目的広場整備事業、これは土田の渡地内に多目的広場を整備するというので用地取得を進めておりますが、平成25年度につきましては、その中の調査業務、基本計画委託という形で行っております。

それから、公有地処分事業としまして可児駅前周辺整備事業の一部の土地、これは区画整理地内で駅前の拠点施設用地になっているところ及び市道43号線、これは大森地内から下切駅の東の下切交差点へ抜けていく道路でございますが、これの改良事業の先行取得を行ったものの引き渡しでございます。

事業の執行状況でございます。市道5398号線の整備事業用地につきましては、12筆、892.86平方メートルを2,171万8,094円で買収しております。

それから土田渡多目的広場整備事業（仮称）につきましては、先ほど申し上げましたように、基本計画という調査委託になっております。最初の予定では用地買収まで入れる予定でございましたが、税務協議の関係でおくれておりまして、結果として基本計画委託のみという形になっておりまして、それが378万6,319円の分を執行しております。

また、可児駅前周辺整備事業地のうち、3筆、979.76平方メートルを1億3,384万523円、

それから市道43号線の分でございますが、1筆、720.75平方メートルを1,571万2,350円で可児市へ引き渡しを行ったというものでございます。

財務の状況でございます。財務内容につきましては、事業収益が1億4,960万2,252円、事業外収益として受取利息11万4,046円を収入しまして、収入合計が1億4,971万6,298円でございます。

これに対する支出は、事業原価、これは買ったときの土地の値段でございますが、1億4,955万2,873円でございます。

それから販売費及び一般管理費が、これは消耗品等の支出でございますが、それが4万4,313円で、支出合計1億4,959万7,186円となりまして、当期の純利益は11万9,112円となっております。これは、全て金融機関などの借入金はなく資金の中でやっております。

それから、余裕金として2億9,500万円については定期預金としての運用を行っているというものでございます。

1ページめくっていただきまして、これらにつきましては監査を行っていただいております。平成25年4月25日に、済みません、監査はことしやっておりますけれども、昨年度の状況としましては平成25年4月25日に前年度監査を行っております。

それから、一般庶務事項としまして公社役員の任命等でございます。これも職員が理事になっておりますので、異動等に伴うものでそれぞれ交代しております。

それから、途中で監事の松野さんがかわられまして、新しく加藤さんになっていただいております。

それから2年任期の理事会の委員がかわりましたので、5月2日付で理事長の選任等を行ったというものでございます。

それから、1つ飛びまして理事会役員会の開催でございますが、理事会を4回やっております。5月、9月、12月、3月ということでやっております。中身については見ていただいたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、決算の内容に移りたいと思います。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

平成25年度の決算報告書でございます。事業収益につきましては、数字は先ほど報告した数字と重なっておりますので、少しはしよりながら説明をさせていただきます。

収入、事業収益につきましては、公有地取得事業収益としての1億4,955万2,873円と附帯等事業収益4万9,379円、これは先ほど先行取得をしたというところの下切地内、市道43号線の関係でございますが、これを用地買収しましたところ、公共事業で現場事務所及び資材置き場で使いたいということで、そちらのほうに貸し出したお金でございます。これが計上してございます。

それから、事業外収益としまして11万4,046円、これは先ほど申し上げました受取利息でございます。これが収入のほうでございます。

それから、支出のほうでございます。

最初に事業原価、これは取得原価でございますが1億4,955万2,873円、それから販売費及び一般管理費、消耗品等ということで4万4,313円、先ほどと同じ金額が計上してございますので、よろしく申し上げます。

次のページへ行きまして、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入はございません。

支出につきましては、公有地取得事業費として決算として4,386万6,920円ということで計上してございます。当初予算で非常に不用額が多くなってございますが、これは先ほど申し上げました土田渡地内の土地が買える前提で予算化したものでございますが、ぎりぎり3月の時点で税務協議が調わなかったということで契約まで入れなかったために不用額として上がったものでございます。

それから次のページ、損益計算書でございます。これも数字は同じものが上がっております。

事業収益としては公有地取得事業収益で先ほどの1億4,955万2,873円、附帯等事業収益が賃貸料の4万9,379円でございます。

それから、事業原価としては取得したときの価格1億4,955万2,873円、それに今の賃貸料を加えたものでございます。

それから、販売費及び一般管理費については先ほどの4万4,313円、それで差し引きの5,066円が事業利益ということになります。

それから事業外利益については受取利息ということで、当期の純利益としましては11万9,112円ということになっております。

1つめくっていただきまして、貸借対照表（バランスシート）でございます。

資産の部でございます。現在、現金及び預金で総計5億1,477万9,684円でございます。それから代行用地で土地保有分として7億8,891万4,087円でございます。これが流動資産合計でございます。固定資産については当初の出資金の500万円でございます。資産合計は13億869万3,771円でございます。

それから負債の部でございます。これは流動負債でございます。未払金となっておりますが、これは先ほど御説明しました土田渡地内の調査費でございますが、契約までして支払いが事業完了後ということで、未払金で計上することになっております。これが374万7,600円でございます。

それから次に資本の部でございますが、基本財産は500万円、それから準備金については前期の繰越準備金でございます。12億9,982万7,059円、当期の純利益が11万9,112円でございます。資本の部の合計が13億494万6,171円ということになりまして、負債資本計が13億869万3,771円ということになります。

次が財産目録でございます。平成26年3月31日現在ということで、これは今の数字と重なっているところも当然ございますので、よろしく申し上げます。

現金預金については今のバランスシートの数字と一緒にございますし、代行用地も一緒に

ございます。

負債の部のほうに行きましても同じでございますので、よろしく申し上げます。

1枚めくっていただきまして、キャッシュフロー計算書でございます。これは平成23年4月から平成26年3月31日までの経過を掲載してございますので、よろしく申し上げます。

数字については見ていただいたとおりということで、よろしく申し上げます。

以下が附属資料でございますが、少し説明だけさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、10ページでございます。

公有地の取得状況でございますが、市道5398号線については、所在が今渡字町の地番が書いてございますのでこのような形になっております。

それから土田渡については、先ほど申し上げましたように、調査費ということで378万6,319円という形で上げてございます。

それから公有地の処分状況でございますが、駅前を対象となった土地でございます。これは取得時の土地でございますが、現在は仮換地で場所が変わっておりますので、よろしくお願いたします。それから、市道43号線については下切字青木でございます。

その次が保有土地、先ほどの7億8,800万円ほどの土地でございますが、その明細でございます。可児駅周辺整備事業用地として、これは都市整備課分でございます。これは全て区画整理地内でございますが、それに4,690平方メートルほど持っておりますが、価格が5億8,982万5,000円、それからその下がコミュニティ施設用地でございます。皐ヶ丘六丁目、これは桜ヶ丘公民館の隣接地でございますが、3,318平方メートル、価格として1億6,718万6,917円でございます。それから、先ほどの市道5398号線で1227.7平方メートルで、価格として2,811万5,851円、それから土田の渡は、先ほどの数字のとおりでございます。

次のページ以降がその明細でございますので、ここについては省略させていただいて、あと資本金については基本財産は東濃信用金庫の定期で500万円でございます。それから現金預金残高は十六銀行の普通預金と東濃信用金庫の普通預金、あと定期預金は東濃信用金庫で、以上の保有となっております。

次については未払金の金額が掲載してございます。

最後のところに監査結果が、4月23日にやっていただいたものが書いてあるということでございます。

これが平成25年度の事業報告及び決算報告でございます。

続きまして、平成26年度の可児市土地開発公社事業計画書及び予算書、12番をごらんください。これは平成26年3月24日提出でございます。

決算のほうを先に説明しましたので、一部中の資料がその後の決算で確定したもので差しかわっておりますので、よろしく申し上げます。

では、1枚めくっていただきまして、平成26年度の可児市土地開発公社事業計画でございます。

平成26年度の事業計画としては公有地取得事業、これは先ほど申し上げましたように、市

のほうからの代行買収だけでございます。

1つ目として市道112号線の道路改良事業ということで、土田地内でございます。これはK Y B 東工場の西側の道路、今、途中まで拡幅してございますが、それをずうっと道路沿いに大王製紙の入り口、正門のところまで広げていくというものでございまして、予定として324平方メートル、金額として1億6,163万6,000円で補償費を含むことで計上してございます。

それから可児駅前線整備事業、これは広見地内で238平方メートル、8,729万6,000円でございます。これにつきましては、事業中でございますので本来計上するのはどうかというところもございましたが、これにつきましては地権者の方から年度がかわったら早々に契約をしたいというようなお申し出があったようでございまして、当初予算が確定された後だったということでございましたので、急遽土地開発公社のほうで対応するということになりましたので計上したものでございます。ただ、現時点では、その方の意向が年度がかわってすぐに動かれなかったということがございましたので、これについては土地開発公社の対応の可能性は今後なくなりまして、補正等の可能性が高くなったというものでございます。

それから、3つ目に土田渡多目的広場整備事業でございます。面積が1万8,892平方メートルで、1億1,493万7,000円でございます。これは用地のほかに補償費、管理費等、あと基本計画委託料と未払金を含むものでございます。現時点でほとんど契約は終わっておりまして、あと4人ほどということは確認できております。

これらを含めまして、代行用地の取得が面積として1万9,454平方メートル、金額として3億6,386万9,000円となっております。

それから公有地処分事業でございます。これは今渡地内のほうで先行取得したものを市へ買い戻すというものでございまして、面積が1,229平方メートル、金額は2,815万1,000円ということになっております。

これが基本の計画でございますので、あと2ページ以降は同じものの再掲になりますので、よろしく願いいたします。

それに伴いまして、ずうっとめくっていただきますと、7ページに飛んでいただきたいと思っております。

予定貸借対照表（バランスシート）でございますが、資産の部については現金及び預金が1億4,570万5,000円ということで、かなり現金預金分が減ります。代行用地が11億5,421万4,000円ということで、代行分の用地がふえるということになりますので、この辺がことしよりかなり大きく変わるところだというふうに考えております。

それから最後の9ページでございますが、予定貸借対照表が先ほど申し上げましたように平成27年3月31日見込みでつくったものでございますが、先ほど御報告しましたように、平成26年3月31日に確定数値が変わりましたので、この辺が数字が変わった形で決算報告をさせていただきますので、確定となっておりますので御了解いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

では、発言もないようですので、以上をもって質疑を終わります。

今後の予定で午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○委員長（山田喜弘君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議事に先立ちまして、4月に組織再編と人事異動がありましたので、総務企画委員と新任の部長、課長の皆さんにそれぞれ一言御挨拶をいただきたいと思います。

では、まず委員長の私から挨拶をさせていただきます。

総務企画委員長の山田です。どうかよろしく申し上げます。

○副委員長（板津博之君） 本日、前半の議事進行がいろいろちょっと長引きまして、皆様には大変お待たせをいたしましたと思いますが、副委員長の板津博之でございます。

総務企画は、本当に毎回ボリュームたっぷりの議案で、委員会の中で深い議論も今までもなされてきておりますし、また今回も多岐にわたっておるかと思っておりますので、執行部の皆様におかれましては、また今後ともこの委員会審査がうまくいきますように、御協力のほどよろしく願いをいたします。

○委員（伊藤健二君） 委員の伊藤健二です。よろしく申し上げます。

○委員（中村 悟君） 中村悟です。よろしく申し上げます。

○委員（伊藤 壽君） 伊藤壽です。よろしく申し上げます。

○委員（小川富貴君） 小川富貴です。よろしく願いいたします。

○委員（酒井正司君） 酒井正司です。よろしく申し上げます。

○委員長（山田喜弘君） では、執行部のほう、よろしく申し上げます。

○企画経済部長（高木伸二君） 新任の企画経済部長の高木でございます。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（吉田隆司君） 議会事務局長の吉田と申します。よろしく申し上げます。

○総務課長（杉山 修君） 総務課長兼選挙管理委員会事務局課長の杉山と申します。よろしく申し上げます。

○税務課長（大澤勇雄君） 税務課長を拝命いたしました大澤と申します。

○防災安全課長（杉山徳明君） 4月から新任となりました防災安全課長の杉山徳明です。よろしく申し上げます。

○子育て政策室長（肥田光久君） 4月から子育て政策室長としてお世話になります肥田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○財政課長（酒向博英君） 財政課長の酒向博英です。よろしく申し上げます。

○監査委員事務局長（林 良治君） 監査委員事務局長の林です。よろしく願いいたします。

○委員長（山田喜弘君） では、以降の議事につきましては担当の部長、課長のみで協議を行いますので、担当外の部長、課長は御退席ください。

では、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を希望される場合は、委員長に対して自由討議を求める動議を行ってください。委員会に諮り、賛同される委員がいらっしゃれば自由討議を行います。

議案第33号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（古山隆行君） それでは、資料番号1番の議案書の20ページをごらんください。資料番号4番の議案説明書は2ページでございます。

議案第33号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは公職選挙法の改正に伴いまして、不在者投票における外部立会人について規定するものです。指定病院等の不在者投票において外部立会人をより利用しやすくするため、市が任命した外部立会人の報酬額について、日額9,000円以内で事務従事した時間に応じた額というふうに規定をいたしまして、市が直接払うようにするものです。

施行日は公布の日でございます。

もう少し詳しくは担当課長から説明をさせていただきます。お願いいたします。

○秘書課長（前田伸寿君） それでは、議案書のほうをごらんください。

内容につきましては、今部長が説明を申し上げたとおりでございます。

公職選挙法の改正の中身でございますが、指定病院等の不在者投票において外部立会人を立ち会わせることにより、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないという形で規定をされました。それによる改正でございます。別表第1. 期日前投票所の投票立会人の下段に、職区分として指定病院等の不在者投票における外部立会人、報酬額の欄に日額9,000円以内で事務従事した時間に相応した額を新たに設けるというものでございます。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第33号に対する質疑を行います。

○委員（小川富貴君） この中で、指定病院等という「等」が入れてありますけれども、現況の指定病院はどれだけあって、「等」が想定する内容について、わかるところがあれば御紹介ください。

○総務課長（杉山 修君） 現在、岐阜県の選挙管理委員会が指定をしております可児市内の病院等が10ございます。そのうち病院は4つ、そして「等」の中身ですが、特別養護老人ホーム、これが4つ、そして老人保健施設が2つ、計10施設でございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

討論もありませんので、討論を終了します。

これより議案第33号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第33号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 可児市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（古山隆行君） それでは、議案書の21ページでございます。議案説明書は同じく2ページでございます。あわせて、本日、委員会資料の2というのを用意させていただきましたので、こちらをごらんください。

議案第34号 可児市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは地方税法等の改正に伴い改正するもので、主な改正内容としまして、地方法人課税の偏在性の是正、もう1つは軽自動車税の見直しの2点でございます。

消費税8%段階におきまして、地方消費税の増税によります地域間の税源の偏在性が拡大することを是正するために、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とするために行うもので、法人市民税の法人税割税率を引き下げます。

次に、自動車関連税制の見直しに伴いまして、平成27年度から軽自動車税の税率を引き上げます。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等について軽自動車税をおおむね20%引き上げます。そのほか、原動機付自転車、自動二輪車の税率も引き上げます。

もう少し詳しくは担当課長から説明をさせていただきます。お願いします。

○税務課長（大澤勇雄君） それでは、お手元に資料番号4の提出議案説明書の2ページのほうで、まず概略を説明させていただきます。

今回の改正は、先ほど部長もお話しさせていただきましたが、2点ございまして、1つは第20条の2、地方法人税の偏在性の是正のために、法人市民税の法人税の税率を引き下げるものです。

もう1つは、第58条の自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車の税率を引き上げるものです。

改正については、可児市税条例の一部改正と未施行部分があるため、第2条、第3条の可

児市税条例の一部を改正する条例という3本立てになっております。

それでは、資料番号1の議案書の21ページをお願いいたします。

可児市税条例等の一部を改正する条例、第1条、第20条の2で法人税割の税率を現行は12.3%から9.7%にし、2.6%引き下げるものです。

それでは、総務企画委員会資料番号2のほうをお願いしたいと思います。

今回の法人税の引き下げは、地域間の税源の偏在を是正するため、消費税の8%の段階で道府県民税と市町村法人税を引き下げ、この引き下げられた法人税割の分を地方法人税を創設し、国税化され、地方交付税化され、地方交付税として配分されます。

可児市における影響の度合いは、平成24年度の法人税割収納ベースで7億5,000万円ほど法人税割がございしますが、このうち約1億5,000万円ほどが減収となるということになります。これは地方法人税となり、国税化されます。

また、この法人税割については景気動向に大きく左右されます。

適用については、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用されますので、影響は平成27年度からとなります。

それでは、また資料番号1の議案書の21ページの第58条、軽自動車税の税率の変更について説明させていただきます。

(1)の原動機付自転車のイの50cc以下のものについては1,000円から2,000円に、50cc以上90cc以下も2,000円に、22ページをお願いいたします。125cc以下は2,400円となり、ニの三輪のものは3,700円となります。

総務企画委員会資料2を見ていただくと、変更の割合が一覧となっております。

軽自動車及び小型特殊自動車で軽四輪等については、平成27年4月1日以降に最初の新規車検を受けるものから新税率が適用されます。

四輪の自家用自動車が、現行は年額7,200円ですが1万800円、四輪の自家用貨物車が4,000円から5,000円に、また条文は後で出てまいります、グリーン化を進める観点から、13年を経過した軽四輪車等については20%の重課がされます。これについては平成28年4月1日から施行、原動機付自転車及び自動二輪車については平成27年4月1日施行となります。

議案書の22ページに戻っていただきまして、最下段ですが、付則第4条の3、公益法人に係る市民税の課税の特例についてでございます。これは租税特別措置法の改正に伴い、引用条文を整備いたします。

23ページのほうですが、先ほど申し上げた付則第17条、軽自動車の課税の特例ということで、先ほどグリーン化の特例をお話しさせていただきましたが、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降、13年を経過した軽自動車の重課割合が20%となり、軽四輪自家用車では1万800円から1万2,900円となります。適用は、平成28年度分からです。

次に23ページの東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、付則第26条は、こちらは25ページになりますが、付則第26条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期

限の延長等の特例は、条例の性格を踏まえて、必ず条例を定めなければならないということを除き条例には規定しないと国が見解を変更したため、条文は削除しますが、制度としては他法令により規定されております。

27ページをお願いいたします。

第28条（個人の市民税の税率の特例等）は、条の繰り上げです。

次に可児市税条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、これは改正条例の施行前のために改正分を変更するものです。

28ページをお願いいたします。

付則第23条の3第2項は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例については、租税特別措置法の改正に合わせて改正いたします。法律の改正に伴う所要の規定の整備です。

28ページの最下段で可児市税条例の一部を改正する条例の一部改正は、これも施行前のための改正条文の変更です。

付則第27条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例も、条例の性格を踏まえて必ず条文に定めなければならないことを除き条文には規定しないと国が見解を変更したため、条文を削除いたします。

30ページをお願いいたします。

附則について、第1条においては条例の施行日を定めております。

第2条第1項においては個人の市民税に対する適用、第2項においては法人市民税の適用を定めております。

30ページから31ページの第3条においては軽自動車の適用年分を定め、第4条については13年を経過した軽自動車の重課経過措置を定めており、第5条については平成27年3月31日以降に登録したものについての税額を適用になる読みかえを定めております。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第34号に対する質疑を行います。

○委員（小川富貴君） 市税として収入できるところの今回の改正によって、市が収入できる増額する額はどのぐらいになると見込まれているのでしょうか。

○税務課長（大澤勇雄君） これは、法人税と軽自動車税と両方分けてお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、先ほど法人市民税においては、影響の度合いというのが平成24年度ベースですと1億5,000万円ほど減額になるわけなんです、これはやっぱり大手企業の景気動向に左右されますので、平成25年度ベースのものであると1億円ぐらいの影響が出るというような形になっております。

軽自動車税におきましては、まず原動機付自転車のほうでございますが、原動機付自転車については1,000円が増額になるということで、50cc以下においては、平成27年度からは300万円ほど増加するというような形になります。それと、それぞれの種目ごとがございますが、

トータルでお話しさせていただきますと、今の原動機付自転車においては、当年においては700万円ほど増額になります。

それと、3輪以上の軽自動車においては、これは課税自体は最初の車検を受けるというのが、そこから金額が増額になりますので、最初の平成28年度から約1,000万円ぐらいずつふえていくのではないかとというような算定をしております。以上でございます。

○委員（小川富貴君） 要は、簡単に言えば1億から1億5,000万円法人市民税で少なくなる。偏在性が何とかかんとかというふうに言われるんですけども、少なくなった分、ふえる分が総額でおおよそどのくらいと、この数年間、平成28年度以降しか出ないかもしれないんですけど、例えば平成28年はどれだけ、平成29年、平成30年ぐらいでおおよそわかりますか、総額で、ふえる分がどのくらいなのかということは。1個1個言わなくていいんです。

○税務課長（大澤勇雄君） 軽自動車については、新規登録が大体、耐用年数もあわせると7年ぐらいかかって、毎年1,000万円ずつふえていくのではないかとというような形で捉えておりますので、約8,000万円ぐらいふえてくるというような考え方になります。

それと、法人市民税については、先ほど申し上げたように1億円から1億5,000万円ぐらいが影響するというような形です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありますか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと頭がついていかないのをお尋ねをして、質問をさせていただきます。

まず、単語の意味合いについて、法人住民税法人税割という言葉が資料2の最初のほうに出てきます。この法人住民税法人税割を下げるという表現の部分ですが、これと議案説明書のほうで、2ページの第20条の2の説明書き部分の中に、法人市民税の法人税割の税率引き下げという文言があります。これは同じものでしょうかということが1つ。

○税務課長（大澤勇雄君） 法人市民税については、資本金によって違ってくる均等割部分と、国に納める法人税に対して1.2%を掛けて収納する法人税割というものがございます。

それで、こちらの議案書の説明については同一のものということでございます。

○委員長（山田喜弘君） 税務課長、1.2%というのは何に対して。

○税務課長（大澤勇雄君） 国に納める法人税という企業が納める金額がございまして、それに対して、現行ですと12.3%を掛けるということでございます。

○委員（伊藤健二君） 最初は1.2%と言ったんだよね。それを訂正して、12.3%なんですわね。

○税務課長（大澤勇雄君） 済みません。12.3%です。申しわけありません。

○委員（伊藤健二君） それで、法人住民税という一般用語、法のジャンルを示す言葉があって、それは可児市の場合は法人市民税というふうに表記されるということですね。だから、この表現とこの解説文書は同じものを指しているということだというふうにお答えいただいたというふうに理解をしました。

それから、もう1点質問したいのは、偏在是正ということの名目にしてありますが、説明の中で消費税率、国・地方8%段階、つまり国と地方消費税を含めた全体として8%の段階

において引き下げをするということが決められて、それが実行されると。これに伴って、地方税部分について今回ここで定めようということらしいですが、10%時についてはどうなっていますか。まず国、それからそれとあわせて可児市の市税体系としてはどう考えるんですか。

○税務課長（大澤勇雄君） 今、政府のほうでは新聞等にも書かれておりますように、法人税を実効税率20%に引き下げようということを大綱に定めていこうというような形で動いているようでございます。

今の法人市民税のこちらの偏在性、10%の段階においても、さらにまた引き下げというような形の動向があるということとはつかんでおります。

○委員（伊藤健二君） 意味がわからなかった。国が20%の法人税実効税率を引き下げようと骨太に書いたと、そこまではわかった。そこから先で、このままいけば、2015年の10月からは一般的には予定されておるわけですね、消費税率10%と。そのときにはどうするというふうに今定まっていますかという質問をしたんだけど。

○税務課長（大澤勇雄君） また、この今の偏在による税源については、消費税の10%の段階においては、法人住民税割の地方交付税の原資化をさらに進めると。また、地方法人税特別税、現行制度の意義や効果を踏まえて、他の偏在性是正の措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うというところを検討されているということでございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

○委員（伊藤 壽君） 今回の税条例の改正によって、今の説明ですと、トータルで減収になってくるということですが、地方交付税の原資化に充てると、税率の引き下げ分相当についてはと説明書に書いてありますけど、地方交付税との関係では、可児市の影響はどういう形になってきますかね。

○税務課長（大澤勇雄君） やはり地方交付税化されたときに、今まで例えば地方交付税を原資化されて税源ができたからといって、そのままの地方交付税のパイがふえるとは限らないということもございまして、原資化された部分が総トータルのパイがふえるということであれば、地方に回ってくる部分がふえるわけなんですけど、先ほど申し上げたように、パイがふえないような形になりますと、可児市においては地方交付税、今不交付団体とか、不交付に近いような団体において、やはり地方交付税の交付はたくさん望めないというところがございますので、影響の度合いは、そのパイの大きくなるか小さくなるかとか、そういうところもございまして、なかなか判断が難しいところでございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに。

○委員（伊藤健二君） 引き続き質問をさせていただきます。

車体課税と書いてある、具体的には軽自動車税の見直しについてですが、この説明として、グリーン化を進める観点から重課すると。おおむね20%、2割の税金を過大に取るということですが、今私は過大と言ってしまうんですけど、条例で定めれば過大ではなくて正当なことになるんでしょうが、そこでお尋ねをするんですが、このグリーン化を進める観点からと

ということで説明していますが、なかなか私には理解ができません。

もとのほうはグリーン化で、要するに環境維持ということが目的なんでしょう。だから、CO₂やNO_xを含めて排気ガス対策を進めるといふふうに理解をしています。それを一般的にグリーン化というと、経過年数が13年を超えたものは、環境破壊を進める悪い自動車だから、そこにひとつ税金を重くしてやって、20%の重課をかけて、13年以上は乗らないようにさせようといふふうにしか、この説明は私には読めないんですが、可児市の条例として、グリーン化を進める観点から重課を導入するというのは、国はそういうことを言っていますけれども、可児市がそれをやるかどうかはここで決めるわけです。私は、それが正しい理由だといふふうには見受けられないんですが、市の担当部局としてはこれをどう考えているんですか。

○**税務課長（大澤勇雄君）** やはり省エネ性能とか燃費性能という部分もございます。13年を経過したものが、そういった現代の車と比べると、そういった面では多くのCO₂を排出したりとか、NO_xとかそういったものも排出されるということになるわけなので、もちろん物を大切にという観点の部分もあるんでしょうけど、例えば長年古い車を乗られる方もお見えになるでしょうけれど、トータルとしてはやはり今の新しいものにかえていくことによるメリットが大きいといふふうに考えております。

○**委員（伊藤健二君）** メリットは大きいということですが、使った資源を再生するという点では、別途資源再生のための料金まで1台1台について取られることが導入化され、法制化されています。そうすると、ここはいわゆる燃費性能ということになる。この原動力機をつくったときの環境の排出基準をクリアしたものが今国内市場では売られているわけですね。基本的にはそのときそのときの、例えば昭和53年規制であれば、その昭和53年時点での規制をクリアして、そして13年ということですから、少なくとも14年前のものであれば必ず悪くなるという断定がそこにはあるように私には思えますけど、実際に環境、省エネという問題でいくと、乗り方であったり、その他の要因であったりするわけであって、決してエンジン性能を特定化した、つまり設計され製造された時点での、販売された時点での基準が全てを支配しているわけではありませんと僕は思うんですね。だから、その年数だけを一律に引っ張って重課を課すというやり方自体が、市民に対しては説得力がないし、私は聞いてもらったんです、こういうやり方についてどう思うと。やっぱり中古車を含めて販売している一般の自動車の取引業者からは、本当にこれだけは一般市民への購入者への説明はしようがなく、腹立たしいといふことを聞いています。

やっぱり市民理解が得られにくいですわ、この問題については。もちろん普通四輪の自家用車や大型貨物、商用車、全部同じようにして一律に法律でやられていますから、たまたま軽四輪については、可児市の市税収入として措置されることになっているので、今ここで話題になっている、テーマになっているわけですが、この辺についてはやっぱり問題だと思うんですけど、それについては十分考慮しておるんですかね、どうなんですか。課長でなければ部長からでもいいですが。

○総務部長（古山隆行君） 十分にお答えできるかどうかちょっと心配ですがけれども、基本的に今御紹介がありましたように、普通車のほうは既に13年で10%グリーン化で重課されておりますね。これの考え方としては、今御紹介があったように、その車が性能が悪くなっていくというよりは、その当時の基準よりも新しくなってくると、要求される環境性能がよくなっていくので、古いやつは悪くなるというよりは、古い基準でつくられたものなので環境負荷が大きいという考え方ですね。

今お話があったように、普通車のほうは13年、ディーゼルは11年で日本全体としてグリーン化の重課を行っておりまして、今回軽自動車にもそれを適用するということになりましたので、可児市としてもこれに準じていくと。可児市として積極的にそこの評価をして重課をする必要があるという政策的結論を出すというのは、なかなか正直難しいところですので、国全体で車体課税の大きな流れの中で同様に、準則に従ってという言い方かもしれませんが行っていくということでございます。

○委員（伊藤健二君） 一方で、軽四輪については、平成27年度以降に新規検査を受けるものから軽自動車税自体を上げるという提案をされているわけです。以降の新規検査を受ける、最初の新規検査だから、既に今市場で買われて使われているものについては対象にならないという理解でよろしいかと思っておりますので、新しいものについても上げると。しかし、古いものについてはさらに20%の重課だと。今の説明の中で、自動車、ディーゼルは10、11%という話があったんですが、これ20%という数字は可児市独自のものですか。それとも全国一律、右へ倣えの数字なんですか。

○税務課長（大澤勇雄君） これはやはり全国の標準的な率になっております。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

○委員（伊藤健二君） 私は、地方法人課税の偏在是正のための措置にかかわる部分では、先ほどの質問でも明らかにされたとおり、消費税8%段階で新たな措置を持ち込むということでもあります。また、消費税10%時についてはどうするかは定めず、消費税率の税率の伸びにある程度連動、関連させながら、さらに地方交付税化、原資化を進めるということが国のほうでは予定されているというふうに今聞きました。

つまり、たまたま起きている税源の偏在性を是正するというを名目にして、本来なら抜本的に是正すべき税の体系については、そうした努力を怠ったまま、一時しのぎとも言えるべきやり方で、特定の課題だけを切りかえをしようとしていると言わざるを得ないと思えます。

とりわけ法人税にかかわっては、先ほども国の意向として骨太方針に記載をされましたが、法人税の実効税率は20%以下を目指すというとなんでもない状況で、現行においてもトヨタ自動車等が実効税率がゼロに近くなるというようなことも新聞報道されております。

また一方、消費税率自身についてはさまざまな問題があつて、一般国民は消費税を最終消費者として払うわけですが、生産企業等においては外国との関係、外国輸出との関係でいけば、輸出戻し税等もあつて大変な消費税の税還付を受ける企業まで生まれている。

そういう税のあり方が根本的に問われている今日において、不公平税制の抜本是正こそが今必要であると考えています。不公平税制の抜本是正は何ら手当てがとられないまま、部分的なゆがみを小手先で是正しようとするのが今の政府のやり方だと言わざるを得ません。

そうした点で、可児市の税条例が根本的に何か欠陥というよりは、こうした法人住民税の税率引き下げを名目にして地方交付税化ということで措置をとろうとしている提案そのものが問題ありという点で、主として国の税方針に対する問題点の指摘という意味において、この偏在是正にかかわる措置については反対であります。

それから、もう1点は軽自動車の見直しの問題です。先ほど来説明があつたように、グリーン化を進める観点から、環境負荷を少しでもとどめるということが目的だと言いながらも、実際には今回、軽四輪自動車についてはおおむね20%の重課を導入するという提案となっています。やはり環境負荷の問題は改善を図るべき対象ではありますが、それは省エネ、燃費という問題で、使い方、使われ方の問題や道路環境のトータル的な、総合的な対策が必要である課題だと思います。

今、この自動車を所有することに対する税金、自動車の車体課税については、物を大切に、日常生活の足として軽自動車を活用している一般市民にとって、市民のオーナーに対しては過大な負担を求めるものとなるという点で反対だということを言わざるを得ません。

以上、2つの論点でこの税条例には反対であります。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第34号 可児市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よつて、議案第34号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○総務部長（古山隆行君） それでは、議案書の39ページをお願いします。それから議案説明書は4ページでございます。あわせて委員会資料の3を用意しましたのでお願いいたします。

議案第37号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてでございます。

これは消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、消防団員の退職報償金が増額されたため改正するもので、消防団員の処遇改善の一環として行うものでございます。

なお、施行令では対象団員は勤続5年以上で5年刻みというふうになっておりますが、可児市においては勤続2年以上で1年刻みの退職金としております。

施行日は公布の日でございますけれども、経過措置として、平成26年4月1日以降に退職した消防団員に適用してまいります。

もう少し詳しくは担当課長から説明をさせていただきます。お願いします。

○防災安全課長（杉山徳明君） 私のほうからは総務企画委員会資料3のほうに基づきまして説明をさせていただきます。

改正の理由、また改正の内容につきましては、総務部長のほうからお話をさせてもらったところですが、特に改正の内容につきましては、国の準則から鑑みまして一律5万円の引き上げになってございます。

それから、一律5万円の引き上げでございますけれども、団員5年については20万円を最低支給額ということになってございますので、5万6,000円の引き上げということに国のほうの基準はなっております。市の基準につきましては、2年勤続された方から支払ってございますので、2年目から9年目までが5万円以上の増額という形になっております。

資料3の3ページ目で団員のところをお示ししておりますけれども、可児市の現況と改正と見比べていただきますと、それぞれ5年以降9年までは5万円以上の増額になっているところは見てとれると思います。

また、2年目から5年目、または9年目までの算定方法でございますけれども、1ページ目のところで若干お示しをした形をとりました。国が20万円の規定をしておりますのが5年目でございますので、5年目を20万円として、それぞれ5年で割った分を勤続年数をもう一度掛けまして、5年までの方については支給すると。それから5年以上10年未満の方については、10年目と5年目の分を差し引きまして、1年ごとに割り算をしたものをもう一度掛け戻して支給額を決定してございます。

なお、2ページ目、3ページ目につきましては、参考資料として新旧対照表をつけさせていただいております。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第37号に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論を終了いたします。

これより議案第37号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第37号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 旧慣による公有財産の使用廃止についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（古山隆行君） それでは、議案書の44ページをお願いします。議案説明書は5ページでございます。それから資料番号7番にこの位置図がございますので、あわせてご覧ください。資料番号7は、本会議に提出した資料の中の7番でございます。

議案第41号 旧慣による公有財産の使用廃止についてでございます。

これは市道43号線道路改良事業用地として北姫財産区所有の土地を処分するため、当該財産の旧慣による使用を廃止するものでございます。該当の土地は、可児市下切字青木2081番9ほか3筆で、地目は保安林及び山林で、面積は2,686.78平米でございます。

もう少し詳しくは担当課長のほうから説明をさせていただきます。お願いします。

○管財検査課長（佐合清吾君） 今、部長が申しあげましたとおり、旧来の慣行により使用しております北姫財産区の財産を市道43号線道路改良工事の用地として可児市が所有することになりまして、その旧慣を廃止するものでございます。

先ほどの資料番号7の位置図をまたごらんいただきたいと思えます。

所在地につきましては、可児市下切字青木2081番9、山林で4.78平方メートル、可児市下切字青木2081番11、山林で1,087平方メートル、可児市下切字青木2081番12、保安林482平方メートル、多治見市姫町五丁目5番1、山林で1,113平方メートルでございます。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第41号に対する質疑を行います。

○副委員長（板津博之君） 1点だけですけれど、多治見市内の土地が入っているのは、特に何か問題はないんでしょうか。

○管財検査課長（佐合清吾君） 以前、姫治は合併したときに多治見市のほうにも分かれておりますので、その関係でございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 1つ教えてください。

保安林というのは、誰がどのように定めるものですか。

○管財検査課長（佐合清吾君） 今、私どものほうではちょっと把握しておりませんので、後ほど土木課のほうに確認したいと思えますが、よろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） この委員会中に答弁願えますか。

○委員長（山田喜弘君） 伊藤健二委員のほうから、委員会中に答弁をいただきたいということですけど。

○総務部長（古山隆行君） 地目、保安林でありますので、その経過は一定の要件で県が絡んでなったというふうに記憶はしておりますが、その手続についてはちょっと土木課のほうでないと、所管としては地目、保安林のこれだけの平米の土地ということですので、余り詳しくないというのが実情なんですね。

○委員（伊藤健二君） 今、この場じゃなくていいので、後で。

○管財検査課長（佐合清吾君） 土木課と言いましたけど、産業振興課のほうでございますので、そちらのほうに確認をし直します。以上です。

○委員（小川富貴君） 議案から外れるというふうに言われるかもしれないんですけど、よくわからないものですから教えてください。

ここの曲がった下も、市が所有しているというふうにお聞きしたんですけど、それは道には使われても、保安林という扱いではないから、今回この議題にはのらなかったという解釈でよろしいでしょうか。

○総務部長（古山隆行君） 今、網かけのしていない白いところですね。これは、私の記憶では財産区の土地じゃなくて、民地を市が買収したというふうに記憶しております。今回は、この財産区所有の土地の旧慣使用权を廃止するということですので。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論を終了します。

これより議案第41号 旧慣による公有財産の使用廃止についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第41号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

それでは、お諮りします。

本日審査しました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにします。

では、以降の協議事項については担当の部長、課長のみで協議を行いますので、担当外の部長、課長は御退席ください。

席次を変更しますので、暫時休憩をします。

○委員長（山田喜弘君） では、会議を再開いたします。

報告事項 3. リニア中央新幹線の環境影響評価についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（牛江 宏君） それでは、よろしくお願いいたします。

報告事項でございます。リニア中央新幹線の環境影響評価についてということで、お手元に資料をお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

この経緯につきましては、4月8日の議会運営委員会にてリニア中央新幹線の今までの市の取り組みの経緯を御説明しましたところ、最後そちらの議会運営委員会のほうから、このリニア中央新幹線については、経緯経過を所管の総務企画委員会にてしっかり説明するようというようなところで指示をいただいております。その流れの中で御説明するものでございますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元にお配りしました資料、A4の表裏でございます。これにつきましては御承知の部分があるかと思っておりますので、そこら辺は簡単に飛ばしながら説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、表のほうでございます。平成23年5月に国土交通大臣がJR東海に対して建設指示をしたというところが、今回、環境影響評価のスタートとなります。それ以降の動きにつきましては、JR東海及び国の動きが左側、市の動き、考え方が右側に書いてございます。

平成23年9月27日に環境影響評価の方法書が公表されまして、このときには地上、地下の区分なく、幅3キロで事業区域を示されたものでございます。これに対しまして、市からJR東海に意見を提出しております。この11月10日の意見提出につきましては、これは地方公共団体意見ではなしに、一個人と同じレベルで意見を出したというものでございまして、意見概要については、大型住宅団地への影響調査をしっかりしていくこと、それから土壌汚染に関する調査及び防止対策をすること、それから絶滅危惧種の調査及び保護保全策についてしっかりすること、それから湧水湿地の調査、予測をしっかりすること、それから大平・大萱地区の文化財及び景観、自然環境の保全をすることというような項目を出させていただいております。これがうちとしての、まずスタートとなっております。

その後、12月15日に岐阜県知事宛てに出しておりますが、これは今申し上げた内容と全く一緒のものを出させていただいております。

これ以降、平成24年2月に知事からJR東海に意見が出されましたが、このときには市から出した意見につきましては、全体取りまとめの中でしか出されませんでしたので、個別項目についての地区指定をしての記載はほとんどなされていなかったというところでございます。特に大萱地区につきましては、文化財に触れてはございましたが、文化財については地元教育委員会としっかり協議することというだけでございました。

その後、平成24年11月、それから平成25年1月、平成25年7月にJR東海から文化財に関する調査がありましたので、ここについては左側の欄に記載したところでございまして、これがよく言われておりました、文化財に関するJR東海が市に対して3回調査を行ったというものでございます。

その後、平成25年9月20日に環境影響評価の準備書が公表されまして、1万分の1で路線が公表され、初めて可児市内では大萱地区が地上で走行するということが判明したところでございます。

その後、10月に説明会が行われまして、私どもとしては当該地区については地下が適切であるということで、その地下化に向けたこと、そして「大萱の里」という形で保全をするべきであるということで趣意書を作成しております。これにつきましては、後ほど市議会のほうでも同じ趣旨に賛同いただいて、いろいろ行動いただいたところでございます。

裏へ行きまして、11月5日に、今回この準備書に関しまして市からJR東海に意見を提出しております。これも先ほどと同様に、自治体意見ではなしに一個人と同じレベルで直接意見が出せるという機会をもって出したということでございます。そのときには、大萱地区の計画の地下への変更、それから大森地区の非常口の位置変更、騒音の評価と適合基準、これは騒音が75デシベルという非常に高いもの、そして一部についてはそれを超える可能性があるということで、それについてしっかり評価をしてほしいということ、それから75デシベルというのがJR東海の基準だということでございましたが、それについての基準を明確にしてほしいということをお願いしたものでございます。

それから、人と自然のふれあいの場の活動があるので、しっかりそこら辺について配慮してほしいというものでございました。

その後、11月25日にJR東海から住民等から出された意見に対する見解が示されましたが、そのときにうちから出した地下への変更については、防災上の理由ですとか、地域の大萱を通さなければいけない理由などによって変更はないというようなことが示されたところでございます。

その後、12月5日に市議会のほうに陳情書が出まして、意見書を可決いただいたということでございます。

その後、平成26年1月9日に県の公聴会が開催されまして、1月17日に準備書に関する市から知事に対する意見を提出したというときに、趣意書への賛同いただいた方155名の書類も添付させていただいています。このときには、同じように大萱地区をトンネルに変更するという、それから大森の換気施設についてしっかり配慮をしてほしいということ、それから騒音についての対応、土壌汚染に対する対応、水の汚れに対する対応、事業の調査及び測定、特に結果を公表してほしいということ、それからリニア中央新幹線鉄道に係る環境基準ということで、これは特に県に対しての話ですが、先ほどの騒音の基準値を明確に示してほしいということでございました。

その後、3月25日に知事からJR東海に対して意見が提出されております。その中では、

大萱のところを特別に記載がしてございまして、文化財につきましては明確に書いてございます。その部分を少し読み上げますと、可児市久々利地内大萱地区の地上部の計画路線については、県指定史跡地域及び周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないが、今後、橋脚、切り取り区間等の改変区域を可及的速やかに明らかにした上で、県及び可児市と協議の上、古窯跡に関する重要な遺跡の有無を確認すること。重要な遺跡が存在する場合には、これを回避できる方法を検討し、工事計画策定までに県及び可児市と協議することというような項目が書いてございます。

それから、景観の部分でも触れられまして、そこについては事業説明会や工事説明会において地元にも丁寧に説明しろというようなことが書いてございます。

それを受けまして、市長としてのコメントでございます。これは皆様方御承知の部分でございますが、地下化が反映されなかったものの、景観の重要性に配慮された意見であると認識して、今後については地下化というより、地上を前提とした協議を必要として進めていくというようなことで、皆様方には方向転換したのではないかとということでいろんな意見をいただいたところでございます。

その後、これにつきましては地元でも大きな反響がございましたので、4月9日に大萱地区の住民の方と市長との懇談がございまして、市長のほうから直接生の声で地元の方へ御説明したところでございます。地元の方が納得されたというところではございませんが、市長のほうとしては、今、知事の意見でお話ししましたように、地下化がベストであるというのは、これは変わりはないけれども、地下ということが今後もそのまま進む話はないので、地上を前提とした議論をしていかなければ守るものも守れないというところで、地上を前提としたスタートであるというようなことでお話をさせていただいたところでございます。

その後はJ R東海のほうで淡々と手続のほうが進みまして、4月23日に環境影響評価書を国土交通大臣に提出されております。

それから、6月5日には環境大臣から国土交通大臣に対して意見を提出しております。4月23日から90日以内に国土交通大臣がJ R東海に意見を提出し、その意見を踏まえて評価書の見直し等を行いまして公告等をしていくというところでございます。この公告等が始まれば、今後は環境影響評価のとりあえず着工前の手続は終了しますので、新幹線鉄道整備法に係る工事实施計画の申請認可というものを経まして着工というところに至るということで、J R東海としては秋ごろを予定しておるというものでございます。

ここにはちょっと記載してございませんが、追加でございます。これも皆様方には少しお話ししてあるところがあるかもしれませんが、4月9日に市長と大萱地区の住民とが懇談した際、大萱地区の皆様方からは、J R東海との話し合う場が欲しいというようなことを市長のほうにもお話しされまして、市長のほうからもJ R東海に求めております。その後、いろいろ協議をして、近々にその場が持てるようにというような方向で進んでおります。ただ、今のところ、大萱地区の皆様方、それからJ R東海、両方とも公開で行うというような姿勢ではないというようなことから、具体的にこの日でこういう形でやりますということは外向

きには発表されないようでございますので、その辺についてはまた情報としては私ども内々では持っていきたいと思いますが、公開という形で進められないということで御了解いただきたいと思ひます。

今のところ、簡単でございますが、今までの流れでございます。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 一番最後の地区住民と言うんだけど、あくまでそれは地区住民の有志であるというふうに理解をすべきものだと思うんです、経過からいって。それは正しいことなんですか。

全てを公開するかどうかというのは、そのテーマと方法、討論の形態によってはいろいろと取捨選択があると思うんだけど、まず個別の土地にかかわる人とか、ここの土地を売ってくれたの何だのという売買にかかわるような、いわゆる関係地権者とされる人たちとJR東海がどう話し合うかというのは、それは個別の話ですよ。

今、ここで問題にされておるのは、地区全体が大変珍しい地上化という形で、さまざまな点で景観、環境、その他で影響があるという中で、じゃあ地区の住民として地区全体の利益を確保し、そこでの生活の安定を確保するという自治体側の目的からいえば、そこはやはりきちっと、どういうことが何があつて話されているかというのは明らかにされるべきだと僕は思うんだけど、それを、いわゆる地区住民というくくりでくくっておいて情報は何も出ない。どういう状況になっておるか、どういうことが話し合われているのかについても明らかにされない。そのことを市長が窓口になってやっておるということは、秘密主義でいくということ宣言したと理解していいわけですか。

○総合政策課長（牛江 宏君） 実は今回、JR東海と大萱地区の皆さんが話し合いをする場合は、あくまでも事業に向けての説明会という流れではございません。今、伊藤委員が言われるところでいきますと、それは事業説明会という流れの中のお話ではないかというふうに理解しております。まずは大萱地区の皆さんが地上を通ることに対してJR東海と話し合う場が欲しいという、その意向に沿ってその場を設定したというところまでであつて、それ以上、地区をどうしていくのかという議論ではないというふうに理解しております。

実際には秋以降、先ほど申し上げました工事実施計画の申請認可がおりた後に、JR東海としては全国、東京から名古屋までそれぞれの地区で事業説明会をしっかりとしていくということはお話をされておりますので、その中で今伊藤委員が言われた部分については議論されるものであるというふうに理解しております。

これ以上申し上げますと、ちょっと言い方としては非常に乱暴なんですけれども、大萱地区の皆さんとしては、久々利全体で説明会だけやっておいて自分たちは地上だというのに顔も出さないとはいどういうことだというのがスタートだということだというふうに私ども理解しておりますので、まずはその部分での顔合わせがあるというぐらいに理解しております。

なお、大萱地区につきましては、これは大萱組という自治会組織が窓口になってリニア対策委員会というのもしち上げてみえます。今回、話し合いにつきましては、その対象の方を

全員に広げて、どなたでも来ていただけるようにということで設定されるようでございますので、その辺については私どもはあくまでも橋渡しというところでとどめておりますので、主導をとるというつもりも今のところはございませんので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員（伊藤健二君） スタンスはわかりました。主導をとろうとかというんじゃなくて橋渡しをしたと。ということは、久々利自治会下の大萱組の人たちが主体的にやる話ということ、それはわかりました。大萱組というのは久々利の自治会の中のさらに組ですよ、1つのね。だから、特定の地域の住民組織ということに理解をしましたが、それはそれでわかったんですが、さっき乱暴な言い方でとって何かたらたらとしゃべったことがありましたね。誰が何にどういう意味なのかさっぱりわからないんだけど、言って構わない範囲でいいから、ちょっと正確に言ってみてくれない、わかるように。

〔「暫時休憩」の声あり〕

○委員長（山田喜弘君） 暫時休憩とします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時20分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○委員（伊藤健二君） 地区住民の状況と市の対応については状況を理解いたしました。

私はもう1つ、経過の中で当初の段階から、市は市としての努力をしておられるというのはしっかり見ておく必要がある中身だと思うんです。特に平成23年11月10日付で市からJR東海に意見書を提出したということです。この点については、意見の概略がメモ的に列記してあります。それで、今大事だと思うことで、ぜひ市として具体的にどうするつもりなのかを確かめたいのは、さまざまなデータの記録をきちっととるべきではないかという論点です。データというのは、例えば大型住宅団地への影響の調査について、その調査をJR東海はどういうふうに考えているのかというのをここで聞いたわけですよ。それについて答えを出せとってJR東海に答えを求めている内容があると思うんですが、例えば環境、土壌汚染だとか、湧水湿地の問題であるとか、希少生物・植物・鳥類等の問題なんかについては、もちろん主体としては県が環境調査をしてきたりした例もあるし、いろいろあって、可児市で単独で全ての情報を満載することはできないと思いますけれども、しかし、ここまでややこしい事態が予測されることになれば、きちっと市が主体的に一つ一つの項目については調査を取りまとめていくということは必要だと思うんですよね。市としてできるものについては、あるいは市が主体的に取りまとめて情報を整理しておく課題があると。

というのは、なぜそういう話をするかという、この15日午後に桜ヶ丘公民館で市民が学習会を持って住民のネットワークをつくられました。そこには久々利の方も若干おられましたけれども、やっぱりそこで出た意見というのは、いろいろとあの環境問題はどうかとってJR東海に聞くのは大事だけれども、JR東海しか出せないデータもあります。例えば、

微気圧波の予測値であるとか、あるいは電磁波の磁場の計測であるとか、そういった超専門的な問題については当然ですけれども、今ある久々利、大萱、あとはその周辺の土地を含めた環境一般の状態については、今可児市が当然記録をし、工事の前の事態でどういう状況であったかというのを記録しておく必要があるわけですね。そして実際に建設が始まっていくことになってどんどん進んでいく際には、環境影響をどういうふうに低減するために努力しているかということの説明されるはずですよ。そして、やった結果どうなったかというのを検証されていく必要があるわけですよ。全ての基礎的な、まず出発になる現況のデータについてはきちっと記録をしてとどめるべきだと、市として。それぐらいは、やっぱりやるべきだというのは複数の人から意見が出ていました。それは確かにそうですねというふうに私も思ったので、そういうことを市民が要求しているということをやまず総合政策の担当としては承知をしてもらって、その上でどこまでか、どういうことが可能なのかということを一度検討してみるという必要があるんじゃないですか。

JR東海はこう言っています、あるいは県からもらった資料ではこうなっていますというのを整理するのも大事ですし、そういう中でどういうことが今後課題になるかというのを予測していくことも大事なんですけど、まだまだ住民の側は、さっき言ったように、まず一言物を言いたいというレベルのようですから、今後どういうことが話題になるかというのは、先を見越して交通整理もしていく必要があると思うんですね。

その辺で、私は一般質問の中では、市の受けとめで対応していくセクションについては総合政策課が総合窓口をやっていくというのは当然ですけど、横の各環境課であるとか、産業振興の関係だとか等についてもきちっと連携させていくことが必要だということをや主張しましたが、そうしたものをどの程度受けとめてみえるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○総合政策課長（牛江 宏君） まず、現況をどう把握するかというところですが、1つは環境影響評価準備書の中には現状把握の数値は上がっております。ただ、それが調査点不足、要は点数という、その調査数不足だとおっしゃられる部分があるのかどうかというところがあると思います。

もう1つは、うちのほうでどこまで調べられるかという可児市レベルの行政での限界というのは感じております。例えば可児市、要は費用をかけないで市独自でできる範囲といったら騒音計しかないという状況からいけば、それをどういう形ではかるかといいますが、通常の騒音測定はできない。要は瞬間的な騒音レベルははかれますけれども、通常でいく騒音はどうなんだと言われれば、24時間測定するとか、12時間測定するとかという、そういうものであれば専門業者に出さなければいけないということになります。

今回、1つ課題になっておりますのが新幹線騒音という話でございます。新幹線騒音となりますと、これは測定方法が決まっております、これはリニア中央新幹線に適用されるという基準はまだございませんので、あくまでも現在の新幹線基準でいけば、軌道中心から25メートルと50メートル離れたところの高さ何メートルでどれだけはかりなさいよということになっております。そういう場合にしましても、瞬間的にははかれますけれども、その測定

が妥当なものであるかという、その根拠は何もないという状態でございますので、まず現状をはかるというものであっても、ある程度専門家を入れないと、というのは専門業者を入れて費用をかけないとできないということになりますので、その場合になりますと、私ども総合政策課が主導して指示をするというよりは、やはり環境部局がどういう形でそれを整理してもらえるかというのが考え方ではあるかと思えます。

それから事後につきましては、もちろんこれは法令基準が今のところ幾つか示してございます。ただ、法令基準にないような、今お話がありました磁界の話であるとか、あと微気圧というものにつきましては、これは法令基準がございませんので、その取り扱いについては、この間の一般質問のやりとりになってしまいますのでこれ以上の話にはしてはいけないと思えますので、まずはJR東海記載の基準に適合しているかどうかという話になろうかと思えますが、これにつきましても専門的な委託業者の中ではかるしかありませんし、実際それはできてからじゃないとはかれないという大きな問題点がございまして、その辺については長期的な課題であるかなあというふうに思っております。

ただ、それ以外にも工事が始まりますと工事車両が走りますので、それについての騒音対策とか振動対策というのは、これは当たり前のこととしてありますので、そういうものについて日常的にその工事期間中発生するというものであれば、JR東海からの提供資料だけではなしに、何らかの形で、それこそ環境部局が積極的に対応すべきものも出てこようかなあというところが今の現状でございます。以上です。

○委員（小川富貴君） 確かに環境部局ということだと思います。でも、今の現実の庁舎内の体制を考えたときに、それと内容の重さを考えたときに、現実的にそれが環境部局が具体的な計画まで立ててやれるところまでは、やはり何をどうすればというのは今やっていらっしゃるのと十分協議したところでないと、環境部局のほうはすぐにそれに取りかかるというのは難しいんじゃないかなって具体的なところで思います。

先回の私の一般質問でもそうですが、本当に皆さん謙虚でいらして、それぞれに譲り合ってくださいなんです。文化財ですよ、環境ですよと、環境は今度国の土木のほうですよと、本当にみんな譲り合ってくださいだったものですから、私、市長しか答えられないだろうと思って市長のほうに書いておいたんですけど、いろんなものを心配持った市民は、環境に言ったらいいか、土木に言ったらいいか、でも、心配は1つなんですよ、それぞれね。だから、それをあっちやこっちや振らないで、リニア中央新幹線に関しては、こういったことのある程度は所管、牛江課長のほうで把握しておくことって必要ではないでしょうかね。

○総合政策課長（牛江 宏君） 実は手続を見ていただいておりますように、環境影響評価という、まさに環境影響に関する部分でして、これについて私どもリニア中央新幹線全体の調整部局としての動きは、もちろんやらなければいけないことはやっております。ただ、その中で専門的なところを私どもが知識がない中で今まで対応というよりも、その知識を出せる部分だけしか出せていないというところだと感じておりますので、今、小川委員のほうか

ら総合政策課が全体をとおっしゃられましたけれども、やはりいろんな環境影響に関する専門的な分野については環境部局がやっていただくのが一番いいと思っていますし、今回、意見を出すまでの経過に対しましても、庁内の中で連絡会議をつくって調整をして、環境部局の意見がそのまま県に出ている部分もございますし、その意見を出す前には市の環境審議会のほうで議論をしていただいておりますので、決してそれぞれの部局ではないというふうには理解しております。

ただ、たまたま問い合わせをいただければ、やはり専門性の高いところで説明させていただくのがいいかということで、そのようなお話をさせていただいているだけです。それぞれの部局がばらばらでやっているわけではなしに、それぞれの部局が責任ある発言ができるような回答にさせていただいているというふうに理解しております。以上です。

○委員（小川富貴君） 可児市議会では議会報告会で市民の方に申し上げているんですけど、リニア中央新幹線に関しては情報公開ということも議会としても徹底してやっていこうというふうなものを持っております。その上で、やっぱりきちんとした情報を、市民が心配していらっしゃることにに関して私たちが情報を行政のほうから得て、きちんとした答えを今の段階でわかる範囲のことを伝えていく重要性というのは、みんな議員が認識しておるところなんです。

ところが、その情報をどこへ行ったらきちんと得られるのか。例えば、前回私が一般質問でやった水源と、この進入路が合致するというのも、いろんなそれぞれのものをもらってきて、自分で突き合わせて初めてわかったんです。これ、二の沢がまさしく進入路に、もう分断しているということ。それぞれいただく地図はそれぞれで、決して統一的な、市の統一したものがどこからかいただけるわけではないんです。だから、少なくともリニア中央新幹線の環境影響評価でこれを仕切られるんだったら、全体像、全体図みたいなものの仕切りがなかったら、個々のところで何が問題が起きているのかすらわからない状況が起こるだろうと思うんです。

例えば、これ分断しているんですけど、これもこのことをここに聞くんじゃなくして、個別のことは環境のほうに聞いてくださいというふうにおっしゃるんでしょうか。

こういう打ち合わせは一々、例えばこれに書いてありますよね、ここについては湧水湿地の調査・予測について、こういうことをやってくださいということを環境のほうから直接JR東海のほうに言ったかもしれないんですけど、JR東海とこのラインを決定したときに、何らか企画経済部のほうとの打ち合わせというのは全くない状況だったんでしょうか。こういう湧水湿地についてはこういう形になるんだけれど、どうなんだろうみたいな話というのは全くこちらの市のほうには、JR東海からも県からも国からも来ていないという判断になるんでしょうか。

○総合政策課長（牛江 宏君） そのとおりです。

○委員（酒井正司君） 報告事項でリニア中央新幹線の環境影響評価についてというテーマですよね。その的をちゃんと絞って、そこにさせていただかないと、どんどん広がって、これは

報告会なのか、討議なのか、質疑なのか、ちょっとわからなくなっているなあという感じですか。

○委員（伊藤健二君） それはそれで大事なことです、議員から経過についてはきちっと詳細報告すべきだということを示したんで、それで担当部局から出してもらったということが1つと、もう1つは、大もとで昨年の9月議会の決算審査のときに附帯した意見の中でも、リニア中央新幹線については公開の問題と庁内の体制をきちっと進めてもらいたいという話が出ていて、それはわかりましたということで、その都度やりますということに来ていたので、これは直接、公共交通の担当委員会ということがあるので立ち入ったやりとりも含めてさせていただいたということですよ。一般の報告書は、はい、読んでおしまいということだけではないというふうに理解をしています。その辺であれば、また今後。

○委員（酒井正司君） という事なら、担当課長が今までの流れから多分お答えになったんだと思うんですけど、当然庁内の庁議でそういう体制づくりとかは済んでいなきゃいかんわけですね。彼女が言う窓口であったり、そうすると、やっぱり私は部長が答えるべきテーマじゃないかと思うんですが、どうですか。

○企画経済部長（高木伸二君） 一般の一般質問のときにもございましたけれども、公共交通の担当ということで総合政策課、企画経済部のほうでリニア中央新幹線につきましては総合窓口ということで今まで進めさせていただいておりますし、これからも総合窓口という形では総合政策課ということになるかと思っております。

ただ、今小川委員が御心配、それから伊藤委員が御心配の点のような環境に対する問題ですとか自然に対する問題と申しますのは、それぞれ専門分野の職員がございますので、そちらのほうと連絡をとりながら、順次そちらのほうに比重が動いていくんだと思っております。

今後、組織としてそういう対応するセクションをつくるのか、PTにするのか、どういうふうにするのかというのはまだ決めてございませんけれども、先般も一般質問でお話しさせていただいたように、情報共有というのを庁議の中でもしておりますし、我々のつかんでおります情報につきましては、本日も事務上の話をまずさせていただきましたけれども、議会等へも出させていただいておりますので、先ほどの地元とJR東海とのお話と申しますのは、その内容につきましては、双方で了解が得られたことしかちょっと出してはいけませんけれども、そこにも私どもも立ち会うつもりでおりますので、出せる範囲内でお話もできようかとは思いますが、組織の形はともかく、これから認可の手続ということで本当に本番になってまいりますので、庁内一致団結してという形になるかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○委員（小川富貴君） まさしく今の議題、リニア中央新幹線の環境影響評価についての御説明、御報告をいただいているんだろうというふうに思っています。

ここにある市長から県知事に対する意見を出された意見書を、私、見せていただきました。今後の、先ほど来伊藤委員がおっしゃっているさまざまな心配なことについての監視等々もやってほしい、やっていかなきゃいけないというようなことも後段部分にしっかりと

書き込まれていたというふうに記憶しています。今、それは手元にないんですけど、手元があれば読んで確認したいところですけども、であるなら、伊藤委員がおっしゃったように、出せるデータ、どこかに発注を出さなきゃできないものがあると、たくさんそういうものもあると思います。ただ、今、防災のほうでは放射線の計測をやっているんですけども、そういったものとか、今の音がどの程度か、現在のね。音というのは道路沿いに住んでいる人たちは、結構大きな音に鈍感になっていくんです、当たり前になってきちゃって。ただ、静かなところで暮らしている方は、ちょっとした音でもすごく大きな音とを感じるんです、人というのは。だからこそ、今静かなときにどのくらいが一番マキシマムで音が立っている、あるいは放射線がどのくらいだ、そういった日常の現在をとって置いて比較するというのも重要ではないかなあと思って、それぐらいだったら市でできることを調整しながら、基本のところでは話し合っていくことはできないでしょうかね。

○総合政策課長（牛江 宏君） 放射線の測定方法については、私はちょっと承知しておりませんので十分なお答えができませんが、騒音につきましては、例えば先ほど言いましたように、騒音測定は瞬時の騒音レベルがどれだけだというのは法律上は何もないんです。例えば道路からの騒音であれば、1日の平均の騒音を出していかなくちゃいけない。要は、例えば一時期車が通って90デシベルになったり、通らなかつたら40デシベルになったから、90デシベルだからうるさいよという議論ではないものですから、それは感覚的にはおっしゃられるとおりなんですけれども、法律上はそういう規制ではありませんので、その法律の規制に合わせたような測定ができるかという、先ほど申し上げましたように、全てが全てできるものではございませんので、専門業者に測定を出して、その結果をしっかりと出してもらわなくちゃいけないこともある。これは過去にもそういうことが実際ありましたので、それができるのはやはり環境部局からしっかりと発注をしてもらうという、そういう流れになろうかと思えます。

全部は否定しませんけれども、簡単にできるものばかりではないということは御承知いただければと思います。

○委員長（山田喜弘君） では、よろしいでしょうか、この程度で。

〔「はい」の声あり〕

では、以上で報告事項3については終了といたします。

○総務部長（古山隆行君） 済みません、ちょっとお時間をいただいて申しわけございません。先ほどの議案第41号 旧慣による公有財産の使用廃止の中で、伊藤健二委員のほうから地目保安林に関しての質疑がございまして、そのとき十分お答えができませんでしたので、今わかる範囲で調べてまいりましたので御報告をさせていただければと思います。よろしくお願います。

○管財検査課長（佐合清吾君） 保安林につきましては、森林法に基づきまして明治31年にこの青木2081番12については指定されておまして、指定の目的は土砂流出防備保安林という

ことになっております。保安林に今指定されますと、登記簿のほうの地目につきましても保安林になるということでございます。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） では、委員会質疑に移ります。

委員会質疑、コミュニティバスのダイヤ改正後の状況についてを議題とします。

板津副委員長に通告の説明を求めます。

○副委員長（板津博之君） 昨年の春里公民館で開催された議会報告会の中でも、12月に行ったんですけれども、その際にもさつきバスの件で質問が出ておりましたけれども、今般の5月に帷子で開催した議会報告会の中で出ていた質問がありましたので、それをまた議会報告会実施会議の中でもしっかりとちゃんと回答するということになっておりますので、その意味で今回この質疑をさせていただきます。

昨年10月にさつきバスのルートが変更になって、帷子方面から文化創造センター a 1 a や福祉センターへ行くのにヨシヅヤで乗りかえなければならない、以前のルートに戻してほしいという要望をいただいておりますが、担当部局としてはどう考えておられますか。

また、あわせて昨年10月の改正から半年以上が経過しましたが、さつきバスと電話で予約バスの運行についての問題点、改善点などはありませんでしょうか、担当課としての見解を求めるといふことで。

1点、ここには書いてありませんが、帷子公民館での議会報告会では、さつきバスの中でかなり車両によっては古くなっていて、ちょっと支障が出ているような話もありましたので、そちらのほうも含めてお答えいただければというふうに思います。

○総合政策課長（牛江 宏君） それでは、ちょっと資料もそろえさせていただきましたので、そちらのほうからまず説明をさせていただきます。

お手元のほうには、委員会資料5追加分として上げさせていただきました。これにつきましては、今御質問いただきました後段の部分でございます。半年以上が経過したがといふところで、少し数値だけ御報告をさせていただきます。

それでは、お手元にお配りした資料でございます。これはことしの2月ぐらいだと思いましたが、コミュニティバスの状況報告をさせていただいたものの続きというふうに御理解いただきたいと思っております。

ちょうど平成25年度分がここに書いてございまして、上半分がさつきバス、下半分が電話で予約バスでございます。それぞれの地域の合計でございますが、10月以降、さつきバスの前年比を見ていただきますと、かなり落ちておまして、平均で91%ということになっております。これは下の表からわかると思われまして。逆に電話で予約バスについては117%ということでもかなり伸びておまして、全体で99%ということで、前年に比較して利用者数はおおむね横ばいでございますが、さつきバスが非常に低くなっておるといふ現状でございます。

その裏へ行きますと、利用者数でございますが、これは平成20年からさつきバスと電話で予約バスの合計の利用者数、1日の利用者数、それぞれの運行補助金、1人当たりの補助金というのを出示しておりますので、参考までに見ていただければと思っております。

という状況の中で、御質問についてお答えしたいと思います。

まず1つ目でございますが、帷子のほうで昨年10月のさつきバス再編により文化創造センターa1a、福祉センターへ行くのに乗りかえをしなければならなくなったので前のルートに戻してほしいとの要望が出たがどう考えるかということでございます。昨年、公共交通全体のあり方を検討しまして、可児市生活交通ネットワーク計画をつくりまして、その中で誰もが使いやすい公共交通を目指すこととして、名鉄広見線の鉄道を中心としまして、路線バスと競合しないような路線やダイヤなどを全体に整理しまして、さつきバスや電話で予約バスの運行区域、路線、時間帯、ダイヤ、停留所などを再編したところでございます。

その中で路線の見直しに伴いまして、西部線が文化創造センターa1aや福祉センターへは乗りかえなしで行けなくなったということが発生しております。さつきバスにつきましては、近年、利用者数の減少から路線数を減らしてきております。一つの路線で多くの目的地へ行けるようなダイヤにしていたということもありまして、利用者の少ない地域や運転時間が長くなるなどの利便性の低下にもつながってまいりました。

このことを踏まえまして、昨年の見直しでは中心部の市役所や駅、大規模な病院、スーパーなどの利用目的の多いところを結ぶ中心循環線を新たに設けまして、各それぞれの地域からは直線的に中心部へ向かうような路線に変えたところでございます。このため、文化創造センターa1aについては中心循環線で対応しているというところでございます。

見直しによりまして、西部線は、中心部へ向かうコースとして西可児駅をスタートしまして、若葉台を通り、坂戸からヨシヅヤへ来まして、バロー、東可児病院を經由して市役所へ向かうルートとなっております。

路線決定に当たりましては、従来の西部線の路線上であった今渡の鳴子周辺での利用が大変低かったというようなこともありまして、そのルート上にあった文化創造センターa1aなどへは直接行かなくなったということでございます。

今回の見直しで皆さんに利用いただきやすいように、1便目は病院、2便目はスーパーの時間に合わせたものとしており、乗りかえなしで行っていただけるようにしております。日常的には利用頻度が低い場合でも乗りかえにより目的地には行けるよう、乗りかえ時間も合わせたダイヤ構成としたところでございます。

なお、平成24年に見直しに先立ちまして利用者アンケートを行っておりますが、西部線の乗降者の多い目的地としては、順に西可児駅、可児川苑、ヨシヅヤ、市役所、可児とうのう病院などでありまして、文化創造センターa1aや福祉センターは少ないという結果でございます。たまたま施設の利用日でなくて少なかったかもしれませんが、やはり利用者の方は、ふだんスーパーや病院を目的としているということは間違いないのではないかと結果でございました。

この昨年の見直しにより、今までの利用になれておられた高齢者の方などは、逆に利用を敬遠されていることもあるかもしれませんので、しっかり周知はしていきたいというふうに思っております。

また、現在、中心循環線と一部の各地区へ行く路線が乗りかえなしで行けるように、同じバスで路線名（行き先）を変えてダイヤを組んでいるところもございますが、大半は単独で乗りかえをしていただくようにしております。

バスの台数や乗務員配置が大きな課題となっておりますが、それぞれの路線がそのまま中心循環線に変わるというような、乗りかえなしで行けるようなダイヤの検討もしていきたいというふうに思っております。

それから後段の、改正から半年以上が経過したが、さつきバスと電話で予約バスの問題点や改善点はということでございます。それぞれに個別を含めてあるというふうに感じておりまして、まずさつきバスでございますが、新たに中心循環線を設けたことによりまして、中心部を走る路線、それからそこへ向かう地区からの路線ということで役割分担ができましたのでわかりやすい路線構成とダイヤになったと思っておりますが、利用実態から見ますと、利用者は先ほど言いましたように前年の91%ということで、中には非常に低い路線もあって、大変私どもとしても憂慮しておるところでございます。

さつきバスなどのコミュニティー交通は、今言いましたように路線やダイヤ改正により高齢者の方などが利用をやめられたり、そもそもさつきバスが走っていることを知らなかったり、知っていても停留所やダイヤなどを知られない方もおられますので、それらが再編の利用向上につながっていないということです。これからも周知をしていきたいというふうに思っております。

現在も高齢者の方にはまずはPRが必要だということで、高齢福祉課の高齢担当の方とPRする機会をどうやってやったらいいかというようなことも検討しておるところでございます。

それから、ダイヤは事前に十分検討したかということですが、土曜日などの道路事情によりましては特定路線におくれが生じまして、過去には乗り継ぎができないような事例もあったようですので、運行事業者とは十分調整して、数分の時間調整的な見直しは必要に応じて行っていきたいというふうに思っております。

それからバス車両につきましては、これも予算説明会等でお話ししておりますけれども、現在5台保有しておりますが、そのうち平成12年製のものが3台ございます。そのうち1台は全く故障して動かないということで、運行事業者のほうで通常の前向きに座るマイクロバスを今出していただいております。そのようなものに乗りますと、非常に乗り心地が悪いというのは、これは正直なところでございます。横向きに30分近く乗っておりますと、私も気持ち悪くなるぐらいですので、かなり悪いらしいところでございます。

そういうことも踏まえまして、これは予算のほうでも、ことし2台のリース料を予算計上させていただいておりますので、今どういう形でそれをリースするかというのを検討中でございますので、これが更新されれば、乗り心地は、そのバスについては向上できるというふうに思っております。

それから、電話で予約バスのほうでございますが、今のところ大きな課題はないと考えておりますが、市の中心部へは帷子地区の電話で予約バスを除きまして行くことが可能ではご

ございますが、先ほど出ましたように、文化創造センター a l a、福祉センターへは一部地域、これは春里・姫治地区、大森地区、羽崎・二野・久々利地区、広見東・中恵土地区から乗るかえないと行けないというような課題はあります。今のところ、1時間に1本ということから片道30分という時間制限もあり、困難が予想される地域もありますが、今後、いろんな方策を探っていきたいというふうに思っております。

その他全般として、長期的な課題も含まれますけれども、上げさせていただきますと、さつきバスにつきましては、日曜日運行についてどうかということですが、これは現時点では利用者が病院や買い物中心でありますので、必ずしも日曜日に走らせなくても平日・土曜日までで対応可能ということで整理しておりますが、今後要望があれば検討の対象になるかと思っております。

ただし、電話で予約バスにつきましては、運行事業者のほうから日曜日はタクシー業務が多忙ということもありまして、乗務員不足で現時点では不可能だというような回答もいただいております。

それから、電話で予約バス同士やさつきバスとの乗り継ぎの別料金のあり方でございます。これは乗り継ぎした場合、さつきバス同士は乗り継ぎ券が出ますが、それ以外は出ませんので、電話で予約バス同士ですと300円プラス300円で600円になるというようなことで高いのではないかというような御意見があるようでございますが、現時点では利便性が高いというようなこともあります。これは1時間に1本走っておりますし、停留所もさつきバスの比較で1.5倍程度ありますので、非常に乗りやすいというようなことから600円でもいいのではないかとということでスタートはしております。

もう1つ、さつきバスと電話で予約バスについては運行事業者が異なるということもありまして、現時点では簡単に調整ができないというようなことでございますが、今後、そこら辺については長期的な課題の中で考える必要もあるのではないかとというようなことを課題としては考えております。

いろんなことがこれからも予測されますので、今月の第1週にはOD調査といいまして、お客さんがどこで乗ってどこでおりているのかというような調査をして、実際に必要な路線、重要な路線がどこであるとか、停留所で余り使われないところがどこであるとかというような実態調査をして、今後の見直しに生かすというようなことをやっております。

それから蛇足でございますが、ことしに入りまして、4月は余りさつきバスの利用者数が多くなかったようでございますが、5月に入りまして月5,000人という大台を超えております。表を見ていただきますとわかりますが、平成25年度で月に5,000人を超えたのは一度もございません。これはどうも花フェスタ効果じゃないかというようなことを言われておりますが、東部線の見直しをしまして、可児駅発花フェスタ記念公園行きという非常に明快な行き先になったということ、花フェスタ記念公園から可児駅行きというのが明確に出たというようなことで、ふだん乗られない方が東鉄バスだけじゃなしにさつきバスも利用いただいているというようなことが想定されます。私も実質5月の終わりに乗りましたが、最終

の4時10分という花フェスタ記念公園発の可児駅行きのさつきバスは座席数がほぼ満席になった、13人ほど乗られましたので、時期によっては非常にいい利用もされてみえるのかなあと思いますので、もう少し様子を見たいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

○副委員長（板津博之君） 大変詳細にわたっての説明で頭が下がります。本当によく調べていただいたなと思います。

1点だけ、バスの件ですが、2台予算計上されているということで、リースでということなのですが、先ほど、ごめんなさい、私、聞き逃したかもしれません、これにかわるというか、この車両になるのがいつからということによかったでしょうか。

○総合政策課長（牛江 宏君） 実はリースの方法もいろいろございまして、運行事業者に買っていただいて貸していただく方法とリース会社でリースする方法と2種類ございまして、今、費用比較や今後の契約も含めて細部を調整しております。ただ、ちょっとスタートがこんなに遅くなるつもりではなかったんですが、遅くなっております。

もう1つは、バスについては普通の自家用車のように生産ラインに乗って次々つくられるものでないようでございますので、ラッピングを含めると三、四カ月はかかるのではないかという見込みで、少しでも早くしたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） コミュニティバス利用状況、大変貴重な資料を御苦労さまでした。前からの議論の続きにもなるんですが、この利用者と運賃収入、つまりコストパフォーマンスをどう把握し、今後につなげていくかというのは大事な視点です。

それで、実は電話で予約バスに関してですが、今、料金については2体系ございますね。先行してつくった土田から市役所まで回ってくる西部線のさつきバスの後を回しているデマンドバスについては300円、この問題なんですけど、土田の可児とうのう病院前から乗って土田の下切、県道の向こうまで行っても、わずかな距離ですが300円、そして逆に後発の春里地区で乗れば200円ということなんです。

〔発言する者あり〕

違う、じゃあこの辺について質問だけど、今後どういうふうになっていく見込みですか。

○総合政策課長（牛江 宏君） まず、電話で予約バスでございますが、現在の料金体系は、7地区で運行しておりますが、まず200円の地区が帷子地区、それから広見・下恵土地区が200円でございます。それ以外の地区については、全てどれだけの距離を乗ろうが300円という体系でございます。

これにつきましては、料金を設定するときに、本格運行する前にまずはテストみたいな形でやまして、そのときの平均距離を出します。平均距離を出して、その平均距離から運賃を出しておりますが、帷子地区と広見・下恵土地区については走行距離が短いというようなことで、全体の支払い料金も少なくなるということで運賃も低くしたという経緯がございますので、たまたま今おっしゃられましたように、300円区間では数百メートル乗ろうが最長の3キロぐらい乗ろうが同じ料金だという点では、それも課題だとは思っておりますが、現

時点でそれを解決するようないい策はないというのが正直なところでございます。

○委員（伊藤健二君） これは要望ですが、ぜひ短い距離というやつも一定の目鼻があると思うんです。長い、短いと、平均で乗るアンケート的なとり方をして実績値を出すというのも一つの考え方ですけど、そうならない事例も出るわけであるから、そういう短い距離で、つまり帷子、広見・下恵土の2つの地区と同等レベルの距離であれば、だから逆に、どこの停車場からどこまでという区間は、バスでいえば1区間、2区間みたいな概念で一定のレベルに取りまとめられると思うんで、そういう地区全体を一律の300円、短いほうについては200円という2体系で仕切るという方法から、長いほうについては同等レベルについては200円のほうに軽減するような措置について、一度前向きな検討をしてもらいたいと思うんですけどね。そういう意図は全く受け付ける予定はないですか。

○総合政策課長（牛江 宏君） 今の運行事業者のシステム上からいけば、今おっしゃられる部分についてはほぼ不可能です。新しくうちがお金を投入して、どこから乗ったのかというのが明確にわかり、どこでおりたのかというのがわかるような、そういうシステムとそれに対応する機械をタクシーに搭載したりすれば、それは可能だと思いますけれども、そこまでするものを考えていかなきゃいけないのか、もう少し全体を一律料金でさつきバスと同じにするほうがいいのかという、その議論もいろいろあるかと思いますが、今の状態でいけば難しいというのはお答えできるんですが、検討としては今のような幅を広げた検討をしないと、ちょっと解決策は見つからないかなあというふうに思います。

○委員長（山田喜弘君） では、委員会質疑はこれで終了いたします。

その他、執行部、事務局から報告することがあれば。

○企画経済部長（高木伸二君） 1つ、名城大学のほうから連絡が入っておりますので御報告をさせていただきます。

現在、名城大学と日本体育大学、こちらとの間で包括連携協定ということで今進めてまいります。6月20日、今週の金曜日に締結式並びに記者会見を開催されるということで、詳細はそのときということでございますが、名城大学のほうから連絡がございましたので、前もってお知らせをさせていただきます。詳細はそのときでないとお話しできませんので、それだけでございます。

〔発言する者あり〕

20日にならないとお答えはできませんが、20日になっても、中身がどうこうという話ではございませんけれども、名城大学のほうからこういう動きがございましたので御報告をさせていただきます。

20日には、また別の事柄を多少はお話しできると思います。

○総合政策課長（牛江 宏君） とりあえず、名城大学となぜ日本体育大学がという話があるんですが、それは可児キャンパスの話というのがメインではないというふうな、新聞とかマスコミへ流したものについては一切そこには触れていなくて、それぞれの大学で競合する部分がなくて、相補完し合えるために在京の大学と包括連携協定をするという表現で流れ

てきておりますので、あくまでも競合する大学だったら、そもそも包括連携協定は結ばないというのが前提であろうかと思えます。

○委員長（山田喜弘君） この件についてよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、報告事項についてはこれで終了いたします。

これより3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時28分

○委員長（山田喜弘君） では、会議を再開いたします。

集团的自衛権に関する意見の文案について再提案がありましたので、まずは副委員長のほうから御提案をいただきたいというふうに思います。

○副委員長（板津博之君） それでは、集团的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書（案）を、また修正をさせていただきましたので修正後の文章を読み上げさせていただきたいと思えます。

集团的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書（案）。

これまで歴代の政府は、従来からの集团的自衛権の行使を認めないという憲法解釈に立って、体系的な議論を維持してきました。しかしながら安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が提出した報告書を受けて、集团的自衛権の行使容認を閣議決定する方向で与党協議が行われている。

今後、仮に従来の政府の立場を変えたいとするのであれば、なぜ変えることが必要なのか、どのように変えるのか、変えた結果が国民や同盟国、近隣諸国、国際社会にどのような影響を及ぼしていくのかなどについて、深く、慎重に検討していく必要がある。あわせて国民の理解を得る必要、国際社会に理解を促す努力が求められる。

時の政権によって憲法解釈の変更が安易になされてよいとするのであれば、憲法の国家権力を規制するという最高規範としての存在意義すら危ういものとなる。

よって、集团的自衛権をめぐる憲法解釈に関しては、国民的議論ぬきに政府による憲法解釈の変更がなされることがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日、岐阜県可児市議会。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様。

以上です。

○委員長（山田喜弘君） では、今の意見書（案）について御意見があればお伺いしますが、ないでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

では、討論を行います。

〔「ありません」の声あり〕

討論も終了します。

これにより、集团的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書（案）について採決をいたします。

挙手により採決をします。

集团的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書（案）を採択すべきものとする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。集团的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書（案）は、意見書の採択を求めますので委員長から意見書（案）を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

なお、国政の状況によって文案の変更が必要になった場合は、委員長、副委員長に御一任いただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

最後に、御案内をさせていただきましたが、議会基本条例第11条第3項によりまして常任委員会が改選が行われるときは所管事務調査及び政策提案の内容を取りまとめ、次の委員会へ引き継がなければならないと定めております。委員会の最後に委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

何か特別にこれを引き継いでおくことが必要な事項はありませんか。

○委員（伊藤健二君） 先ほど来、リニア中央新幹線問題をめぐってはいろいろと皆さんから御意見が出たかと思えます。やはり市民の生活を守り、また安全を確保するという点でもいろいろと課題が山積みのリニア問題については、積極的に市として対応していただくことは必要だということは変わらずあると思えます。

それで、昨年9月議決を踏まえて、引き続きその内容をもとにしながら、さらに必要な調査等々を進めていただくために、庁内において横の連携を図ることはもとより、さらに体制の拡充も目指しながら努力をしていただくということについて伝えておくことが必要だろうと思えます。

意見でございます。以上。

○委員長（山田喜弘君） そのほかの項目でありますでしょうか。

○副委員長（板津博之君） 議会報告会でも再三出てきておることですので、公共交通についてはさつきバスとデマンドバス、昨年10月に改正して、先ほど所管の総合政策課の課長のほうから詳細にわたっての説明があったところなんです、今後もその辺は注視して、本当に市民のための利便性の高い公共交通となるように、所管のこの総務企画委員会の中で折を見て、また調査結果というか、市民からの意見を踏まえたものになるよう委員会の中でしっかりと審査をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

以上で本日の案件は全て終わりましたが、これで終了してもよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

では、これで総務企画委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時35分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月17日

可児市総務企画委員会委員長